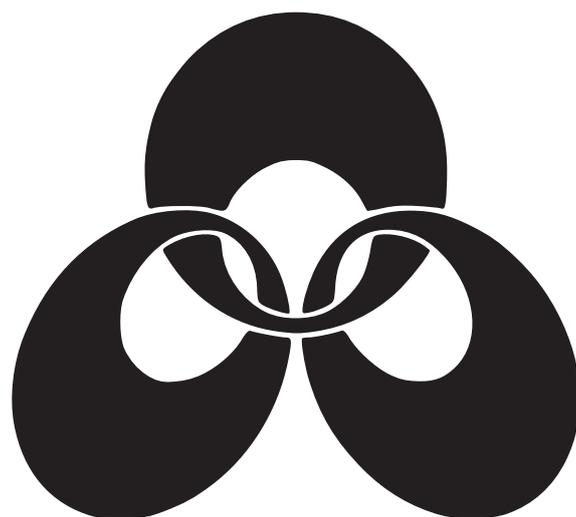


三種町 第2期自殺対策計画

(令和6年度～10年度)



令和6年3月

三種町

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
(1) 我が国における自殺対策の取り組み.....	1
(2) 秋田県における自殺対策の取り組み.....	3
(3) 本計画策定の目的.....	5
(4) 本計画の策定体制.....	5
2. 計画の基本的事項.....	6
(1) 計画の位置づけ.....	6
(2) 計画の期間.....	6
第2章 自殺を取り巻く状況.....	7
1. 自殺者数の推移.....	7
2. 本町における自殺の特徴.....	9
3. アンケート調査結果のポイント.....	10
第3章 第1期計画の進捗評価.....	23
1. 現行計画記載事業に対する進捗評価.....	23
(1) 計画記載事業の実施状況.....	23
(2) 施策・事業の進捗評価.....	25
(3) 今後の取り組みの方向.....	27
(4) 第2期計画から追記拡充する主な事業.....	29
2. 第2期計画に向けた考え方.....	30
第4章 基本理念.....	31
第5章 施策の展開.....	32
1. 施策体系.....	32
2. 基本施策.....	33
(1) 生きることの促進要因への支援.....	33
1-1：生きがいづくりの支援.....	33
1-2：心身の健康づくりの支援.....	36
1-3：子どもたちが健やかに成長できる環境の整備.....	39
1-4：障がい児（者）とその家族が安心して生活を送るための支援.....	41
1-5：自死遺族への支援.....	42
1-6：生活の維持・向上に向けた支援.....	43
(2) 地域におけるネットワークの強化.....	45
2-1：関係機関との連携による基盤づくり.....	45
2-2：健康づくり事業を通じた 自殺リスク者の早期発見・関係機関との連携.....	48
2-3：多様な事業の接点を通じた 自殺リスク者の早期発見・関係機関との連携.....	52
(3) 自殺対策を支える人材の育成.....	54
3-1：住民相互の支え合い活動の担い手の育成.....	54
3-2：多様な人材の育成支援.....	55
(4) 住民への啓発と周知.....	56
4-1：自殺対策の啓発活動の推進.....	56

4-2：多様な相談窓口を通じた心のケアの推進.....	59
4-3：権利擁護、虐待の防止に向けた対応の推進.....	61
4-4：安全・安心な環境づくりを通じた啓発.....	62
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	64
5-1：子どもたちに対する生きる教育の充実.....	64
5-2：子どもたちをサポートする体制の充実.....	66
3. 重点的な取組.....	67
(1) 高齢者に対する対策.....	67
1-1：高齢者の生きがいづくり・健康づくりの支援.....	67
1-2：高齢者の抱える課題の早期発見.....	71
(2) 生活困窮者に対する対策.....	73
(3) 勤労・経営の対策.....	74
(4) 子ども・若者や女性への対策.....	76
第6章 計画の推進体制.....	80
1. 計画の推進にあたって.....	80
2. 計画の推進体制.....	81
3. 地域での支え合いの推進.....	82
4. 本計画における目標.....	83
参考.....	85
1. 自殺対策連絡体系.....	85
2. 三種町自殺対策計画策定協議会.....	86
(1) 三種町自殺対策計画策定協議会設置要綱.....	86
(2) 三種町自殺対策計画策定協議会委員名簿.....	87
(3) 三種町自殺対策計画策定協議会開催状況.....	87
3. 関係団体等の活動概要.....	88
4. 関係団体等ヒアリング調査結果のポイント.....	93

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

(1) 我が国における自殺対策の取り組み

我が国の自殺者数は、平成10年以降、毎年3万人を超えており、欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にありました。

「主要先進7か国でもっとも高い自殺率」は国が抱えるの大きな課題の一つであり、平成18年10月には「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）が施行され（平成18年6月制定）、平成19年には自殺対策に関する国の指針である「自殺総合対策大綱」が策定されました。そして、平成24年には大綱が改定され、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

こうした国を挙げての自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回ることとなりました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には前年に次ぐ過去2番目の高水準となっています。

こうしたことを踏まえ、令和4年10月に国では新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしています。

<新たな「自殺総合対策大綱」における基本方針>

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

新たな「自殺総合対策大綱」においては、これまでの5つの基本方針に加えて、新たに「6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」が追加され、自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮を図ることが明確にされました。

また、当面の重点施策として「女性の自殺対策を更に推進する」ことが追加されています。

<新たな「自殺総合対策大綱」における重点施策>

◆重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

(2) 秋田県における自殺対策の取り組み

平成4年に秋田大学の医師から秋田県の自殺者数が全国的に見ても非常に多いことが指摘されたことを契機に、秋田県では自殺を個人の問題ではなく、行政上の課題としてとらえ、早い段階から様々な自殺対策に取り組んでいます。

平成13年3月	「心の健康づくり」と「自殺予防」を重点分野として盛り込んだ健康増進計画の策定
平成13年度～	自殺予防モデル事業の実施
平成14年度	「ふきのとうホットライン」の相談体制の充実
平成17年度	自殺予防モデル事業の拡大（現在は県内全市町村でモデル事業を参考にした自殺対策が実施）
平成18年度	自死遺族や自殺未遂者等の心のケアを行うための相談窓口「あきたいのちのケアセンター」を設置（平成19年4月に設置、8月から相談開始）
平成21年度	県庁内に知事をトップとする横断的組織として「秋田県自殺予防対策推進会議」を設置し、教育庁や県警本部とも連携した自殺予防の取り組みを開始
平成22年度	自殺予防県民運動組織「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」を設立
平成27年度	市町村巡回キャラバンを実施
平成29年度	秋田県自殺対策計画（第1期）を策定 「秋田県地域自殺対策推進センター」を設置 市町村トップセミナーを開催
平成30年度	「児童生徒のSOSの出し方教育」先進事例研修会の開催 SOSの出し方講座の開催（県立高校）
令和2年度	SNS相談事業を開始
令和3年度	秋田大学自殺予防総合研究センターを設置
令和5年3月	秋田県自殺対策計画（第2期）を策定

秋田県自殺対策計画（第2期）においては、新たな「自殺総合対策大綱」の基本方針を踏まえて、民・学・官・報の一層の有機的な連携を深めながら、地域における実践的な取組を展開し、「誰も自殺に追い込まれることのない秋田」を目指して、自殺対策を推進していくとしています。

< 第 2 期秋田県自殺対策計画における基本施策及び重点施策 >

◆基本施策

- ・市町村自殺対策計画の進捗管理、市町村・民間団体が行う活動支援の強化
- ・秋田ふきのとう県民運動の推進、地域・医療・福祉等のネットワークの強化
- ・医療従事者等や福祉に関わる職員など、自殺対策を支える人材の育成
- ・街頭キャンペーンやふきのとうホットラインの配布による住民への啓発と周知
- ・自殺未遂者や自死遺族への支援、孤独・孤立対策との連携による生きることの促進要因への支援
- ・児童生徒のSOSの出し方、大人のSOSの受けとめ方に関する教育の推進など

◆重点施策

- ・民・学・官・報が連携する自殺対策の推進や民間団体の人材育成に関する支援
- ・SNSの活用、子どものSOSの出し方、相談支援の拡充
- ・高齢者の傾聴サロン等の居場所づくり体制の強化、相談窓口の情報発信
- ・生活困窮者向け多重債務の相談窓口の連携強化、生活支援の充実
- ・経営者や勤労者向けの職場のメンタルヘルス対策
- ・医療関係者や相談機関相談員等への精神疾患等対応研修などの健康問題対策
- ・自殺未遂者の調査研究・検証・成果の活用及び地域・医療・福祉等の連携
- ・困難な問題を抱える女性や妊産婦への支援など

◆その他関連施策

- ・ふるさと教育や道徳教育の推進、教育相談体制の充実など

(3) 本計画策定の目的

本町においても国や県の自殺対策の取り組みを受けて、平成 31 年 3 月に「三種町自殺対策計画」を策定し、自殺を個人の問題としてではなく、社会的な問題としてとらえ、計画的かつ総合的な自殺対策に取り組んできました。

その間、自殺対策の成果が現れてきている一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響、小中高生の自殺者の増加傾向など、自殺を引き起こす要因はより多様化してきています。

そのような情勢の変化を踏まえ、令和 4 年 10 月には「自殺総合対策大綱」が改定され、令和 5 年には秋田県の自殺対策計画も 2 期計画へと改訂されました。

また、平成 31 年 3 月に策定した「三種町自殺対策計画」の計画期間も令和 5 年度に終了することから、社会情勢の変化や、国や県の自殺対策の新たな動きなどを踏まえ、新たに本計画を策定することとします。

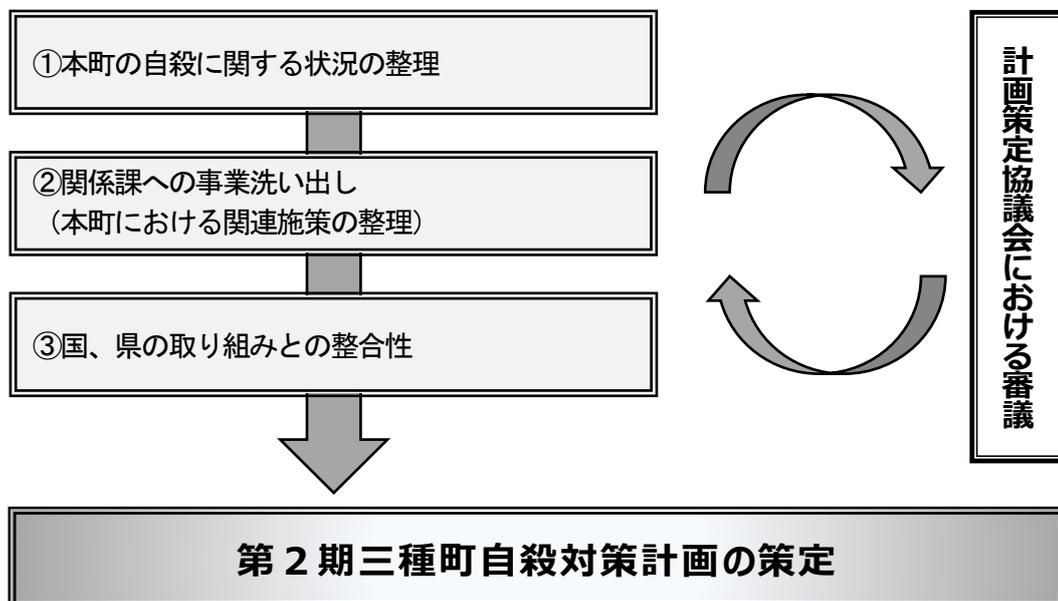
(4) 本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、自殺総合対策推進センター[※]において分析された「地域自殺実態プロフィール」の結果などを参考に、自殺対策の課題やポイントを明確にした上で、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の自殺対策に関する取り組みとの整合性を図るとともに、本町における関連する取り組みについて整理し、計画に反映しています。

計画内容については、計画策定協議会において審議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。

※「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が定める指定調査研究等法人



2. 計画の基本的事項

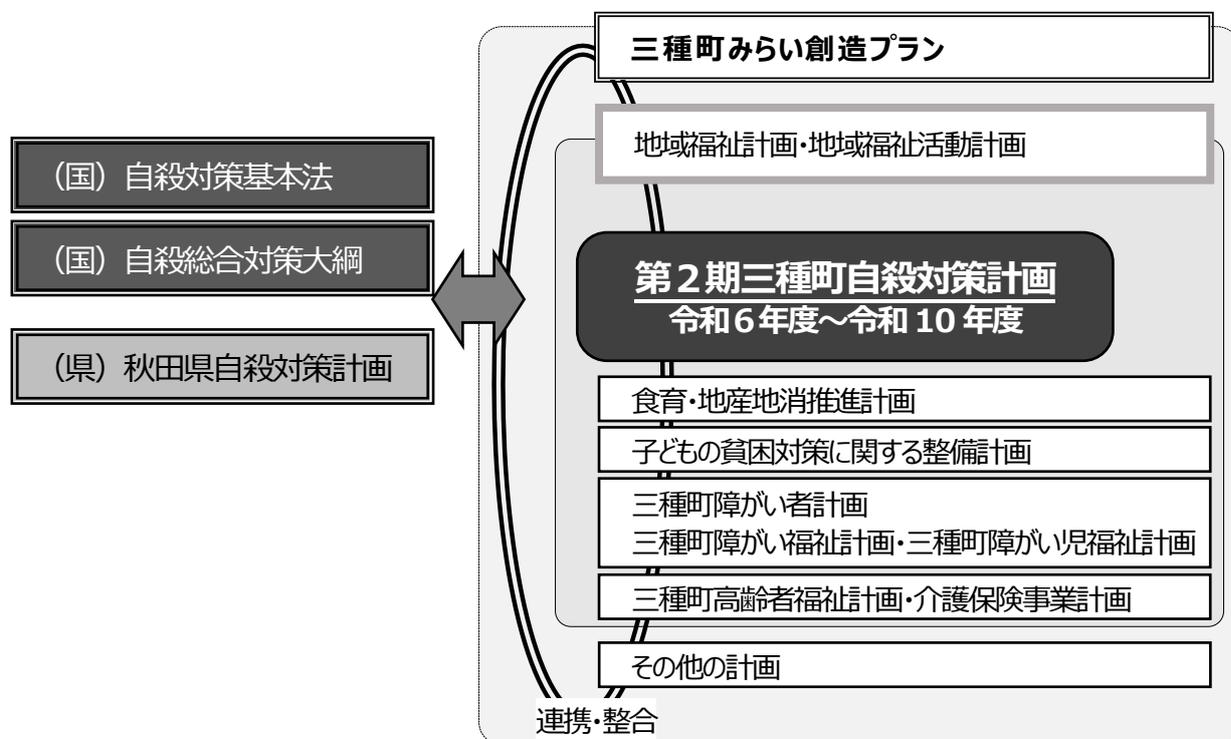
(1) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

「自殺対策基本法」第13条において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるもの」とされており、本計画は、同法に規定する「市町村自殺対策計画」に相当します。

また計画の内容については、「自殺総合対策大綱」で示された方向性を踏まえて整理しています。

2) 関連計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5か年とします。

計画期間中においても、法改正や社会情勢の変化、制度の改正などがあつた場合には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

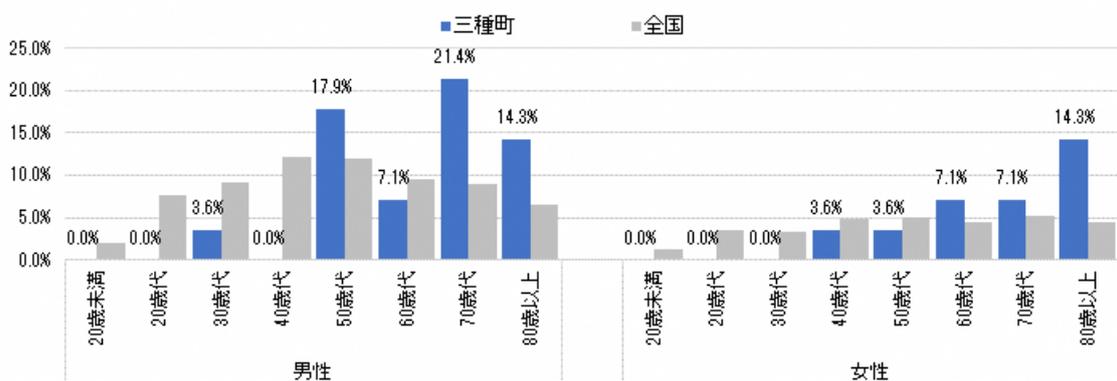
第2章 自殺を取り巻く状況

都道府県及び市町村は国（自殺総合対策推進センター）から提供される「地域自殺実態プロフィール」を参考に地域の自殺の実態を把握し、地域自殺対策計画を策定し、総合的な自殺対策を推進することとされており、以下は、国から提供された本町の「地域自殺実態プロフィール」の結果について抜粋整理したものと なっています。

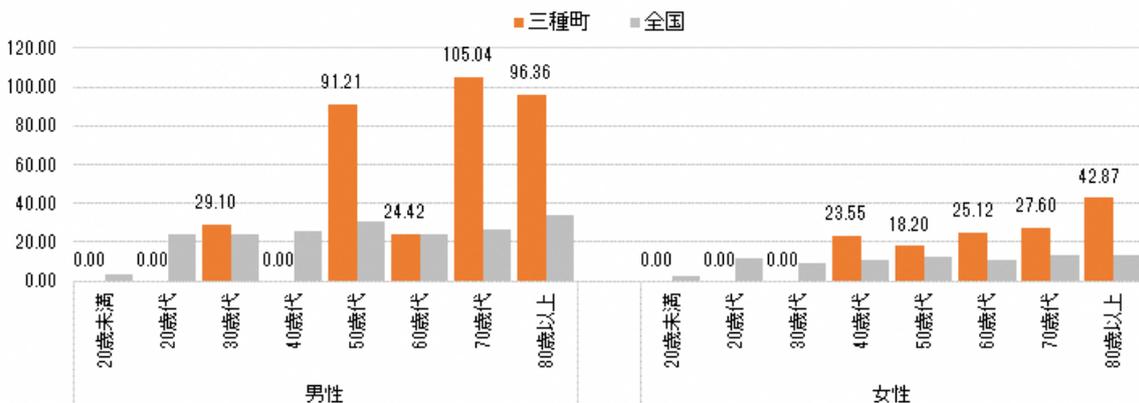
1. 自殺者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
三種町	4人	3人	8人	1人	6人	7人	6人
男性	3人	2人	4人	0人	4人	6人	4人
女性	1人	1人	4人	1人	2人	1人	2人
秋田県	277人	256人	245人	207人	210人	190人	184人
男性	197人	171人	172人	143人	154人	134人	126人
女性	80人	85人	73人	64人	56人	56人	58人
全国	23,806人	21,703人	21,127人	20,668人	19,974人	20,907人	20,820人
男性	16,499人	14,964人	14,660人	14,149人	13,922人	13,914人	13,786人
女性	7,307人	6,739人	6,467人	6,519人	6,052人	6,993人	7,034人

性・年代別の自殺者割合



性・年代別の平均自殺死亡率(10万対)



本町における自殺者数は令和元年以降、6～7人で推移しており、女性よりも男性の方が多くなっています。

女性は概ね年齢が上がるほど自殺者割合が高く、男性は50歳代、70歳代、80歳以上で全国よりも割合が高くなっています。

＜自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率（10万対）＞

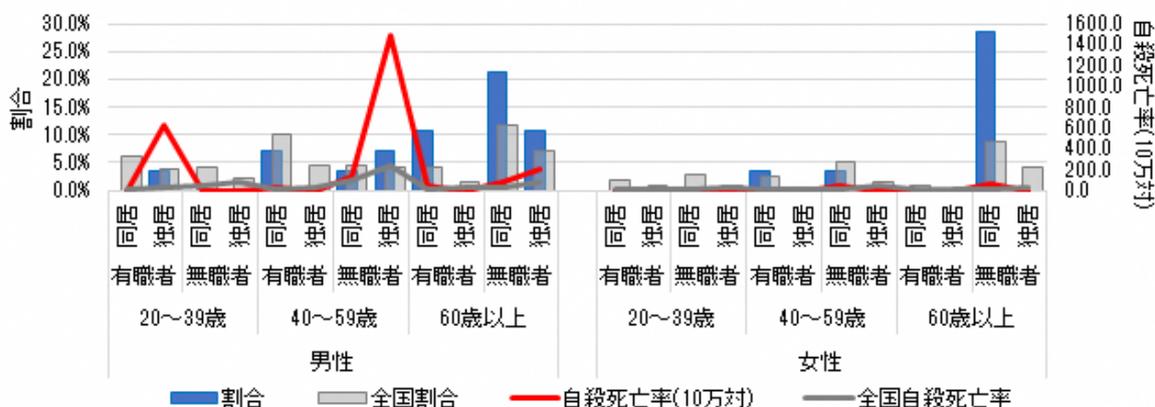
平成29～令和3年平均		割合		自殺死亡率(10万対)	
		三種町	全国	三種町	全国
総数		100.0%	100.0%	33.6	16.3
男性		64.3%	68.1%	46.6	22.7
女性		35.7%	31.9%	22.4	10.1
男性	20歳未満	0.0%	2.0%	0.0	3.8
	20歳代	0.0%	7.7%	0.0	24.0
	30歳代	3.6%	9.1%	29.1	24.5
	40歳代	0.0%	12.1%	0.0	26.1
	50歳代	17.9%	11.9%	91.2	30.5
	60歳代	7.1%	9.6%	24.4	24.2
	70歳代	21.4%	9.0%	105.0	26.9
	80歳以上	14.3%	6.4%	96.4	34.3
女性	20歳未満	0.0%	1.2%	0.0	2.4
	20歳代	0.0%	3.5%	0.0	11.4
	30歳代	0.0%	3.4%	0.0	9.5
	40歳代	3.6%	4.9%	23.6	10.8
	50歳代	3.6%	4.9%	18.2	12.7
	60歳代	7.1%	4.5%	25.1	10.9
	70歳代	7.1%	5.2%	27.6	13.2
	80歳以上	14.3%	4.4%	42.9	13.0

資料：地域における自殺の基礎資料

10万人あたりの件数で換算した自殺死亡率（平成29～令和3年平均）をみると、男女とも全国に比べて高く、男性では「50歳代」、「70歳代」、「80歳以上」の自殺死亡率が全国に比べて特に高く、女性では「80歳以上」で特に高く、40歳以上はいずれの年代も全国よりも高くなっています。

2. 本町における自殺の特徴

＜本町の自殺の概要（平成29～令和3年の合計）＞



資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

＜本町の主な自殺者の特徴＞

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性60歳以上無職同居	8	28.6%	58.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	6	21.4%	85.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性60歳以上無職独居	3	10.7%	207.6	失業(退職)+死別・離婚→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:男性60歳以上有職同居	3	10.7%	40.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳無職独居	2	7.1%	1481.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

※自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にのち支える自殺対策推進センター（JSCP）にて推計したものです。

※「背景にある主な自殺の危機経路」はライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に、自殺総合対策推進センターにて分析したものです。

本町の自殺者では、男女とも、“60歳以上・無職・同居”の割合が高くなっています。

ついで、男性では“60歳以上・無職・独居”、“60歳以上・有職・同居”の割合が高くなっています。

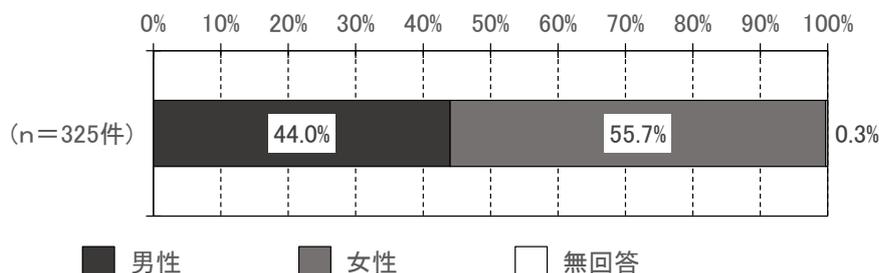
3. アンケート調査結果のポイント

■調査の概要

調査期間	令和5年7月
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	住民基本台帳から無作為に抽出した町内にお住まいの16歳以上の方1,000人
回収状況	有効回答数：325件（有効回収率：32.5%）

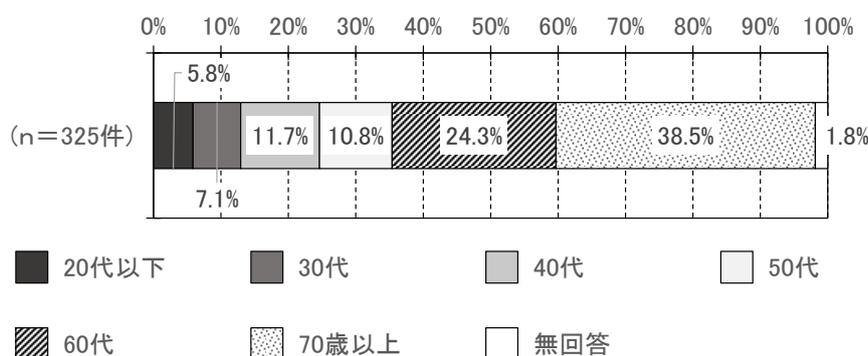
■回答者の基本属性

○性別



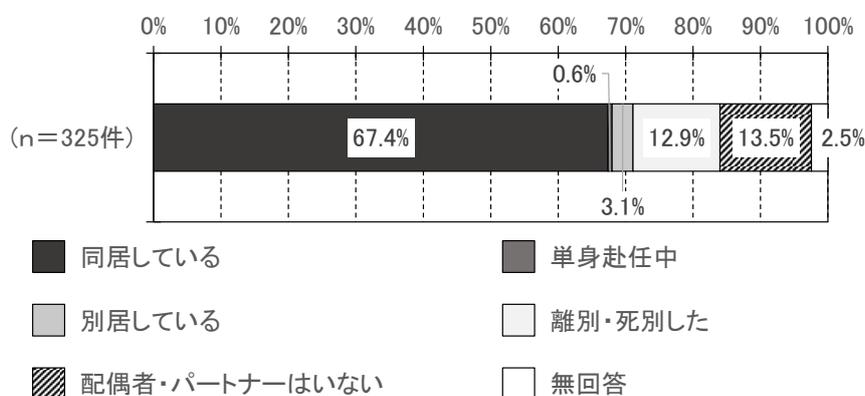
回答者の性別は、「男性」が44.0%、「女性」が55.7%と、女性の占める割合がやや高くなっています。

○年齢



回答者の年齢は、「70歳以上」が38.5%と4割近くを占め、「60代」が24.3%、20代以下や30～50代はそれぞれ1割前後となっています。

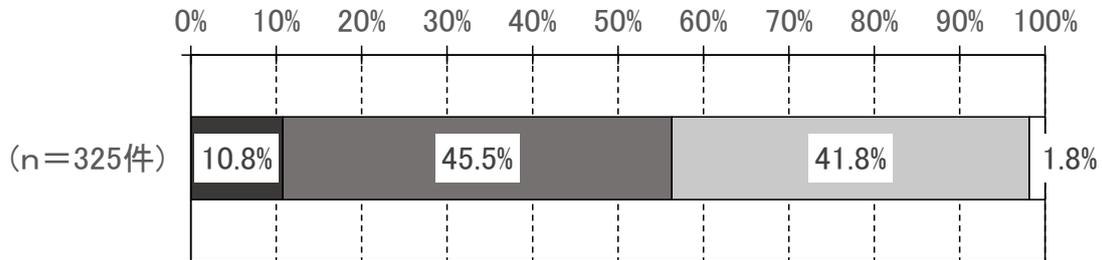
○配偶者の状況



配偶者については、「同居している」が67.4%と7割近くを占め、「離別・死別した」や「配偶者・パートナーはいない」という回答は、あわせて26.4%となっています。

■主な調査結果

①幸福度



■ 不幸せ(0~3点) ■ 普通(4~6点) ■ 幸せ(7~10点) □ 無回答

「とても不幸せ(0点)」から「とても幸せ(10点)」までの得点で現在の幸福度について評価してもらったところ、5点が28.0%でもっとも多く、平均は6.1点となっています。

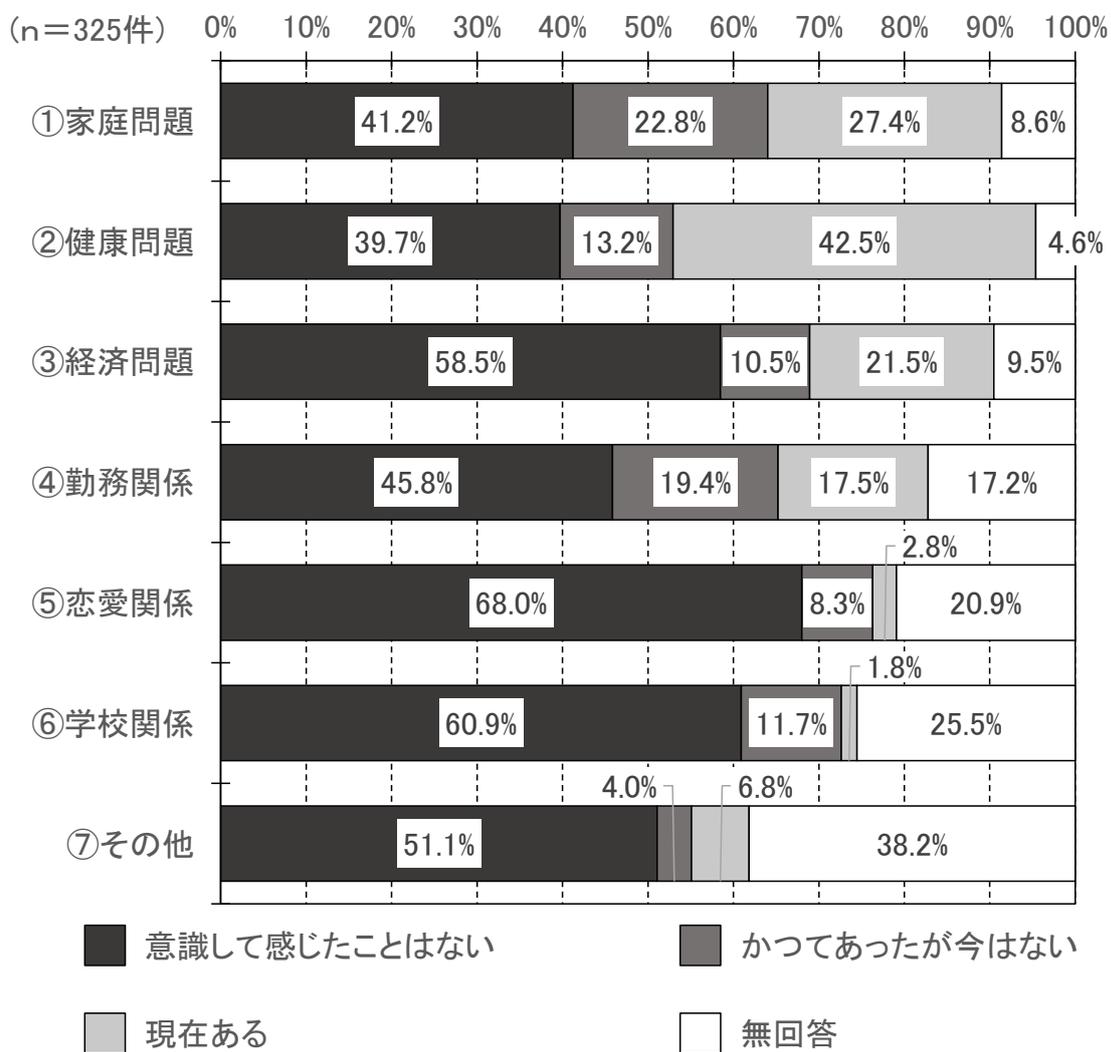
点数を整理すると、45.5%が「普通(4~6点)」と評価しています。

「幸せ(7~10点)」と評価する回答も41.8%と4割を超え、「不幸せ(0~3点)」は10.8%となっています。

区分		母数	不幸せ(0~3点)	普通(4~6点)	幸せ(7~10点)	無回答	平均
全体		100.0%	10.8%	45.5%	41.8%	1.8%	6.1点
		325件	35件	148件	136件	6件	
職業	会社・団体などの役員	100.0%	10.0%	50.0%	40.0%	0.0%	5.7点
		10件	1件	5件	4件	0件	
	勤めている(管理職)	100.0%	8.3%	50.0%	41.7%	0.0%	6.1点
		12件	1件	6件	5件	0件	
	勤めている(役員・管理職以外)	100.0%	10.8%	43.2%	45.9%	0.0%	6.3点
		74件	8件	32件	34件	0件	
	自営業(事業経営・個人商店など)	100.0%	12.9%	32.3%	51.6%	3.2%	6.5点
		31件	4件	10件	16件	1件	
	派遣	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
		0件	0件	0件	0件	0件	
	パート・アルバイト	100.0%	14.6%	36.6%	46.3%	2.4%	5.9点
		41件	6件	15件	19件	1件	
	専業主婦・主夫	100.0%	14.8%	40.7%	44.4%	0.0%	5.9点
		27件	4件	11件	12件	0件	
学生	100.0%	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%	7.5点	
	8件	0件	3件	5件	0件		
自由業	100.0%	7.7%	53.8%	38.5%	0.0%	6.4点	
	13件	1件	7件	5件	0件		
その他	100.0%	4.0%	56.0%	36.0%	4.0%	5.7点	
	25件	1件	14件	9件	1件		
無職(求職中)	100.0%	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	4.7点	
	6件	2件	3件	1件	0件		
無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)	100.0%	23.5%	52.9%	23.5%	0.0%	5.3点	
	17件	4件	9件	4件	0件		
無職(仕事をしたいと思っていない)	100.0%	5.7%	56.6%	35.8%	1.9%	5.9点	
	53件	3件	30件	19件	1件		
家計の状況	余裕がない	100.0%	20.1%	55.3%	22.6%	1.9%	5.1点
		159件	32件	88件	36件	3件	
	どちらともいえない	100.0%	2.4%	42.7%	53.7%	1.2%	6.6点
		82件	2件	35件	44件	1件	
	余裕がある	100.0%	1.4%	29.2%	69.4%	0.0%	7.3点
	72件	1件	21件	50件	0件		
わからない	100.0%	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	7.2点	
	10件	0件	4件	6件	0件		

幸福度の平均点数をみると、「無職(求職中)」という人(4.7点)や、家計に「余裕がない」という人(5.1点)では、全体の平均6.1点よりも1点以上低くなっています。

②悩みやストレスの有無



場面ごとに悩みやストレスの有無をみると、「現在ある」という回答は、②病気など健康の問題で42.5%、①家庭の問題で27.4%と回答割合が高くなっています。

また、③経済的な問題（21.5%）、④勤務関係の問題（17.5%）についても、それぞれ2割前後を占めています。

区分		母数	①家庭問題	②健康問題	③経済問題	④勤務関係	⑤恋愛関係	⑥学校関係	⑦その他
全体		100.0%	27.4%	42.5%	21.5%	17.5%	2.8%	1.8%	6.8%
		325件	89件	138件	70件	57件	9件	6件	22件
年齢	20代以下	100.0%	15.8%	36.8%	26.3%	26.3%	5.3%	5.3%	5.3%
		19件	3件	7件	5件	5件	1件	1件	1件
	30代	100.0%	47.8%	21.7%	30.4%	34.8%	8.7%	8.7%	13.0%
		23件	11件	5件	7件	8件	2件	2件	3件
	40代	100.0%	44.7%	52.6%	36.8%	39.5%	10.5%	5.3%	13.2%
		38件	17件	20件	14件	15件	4件	2件	5件
	50代	100.0%	45.7%	42.9%	34.3%	45.7%	5.7%	2.9%	8.6%
	35件	16件	15件	12件	16件	2件	1件	3件	
60代	100.0%	31.6%	44.3%	20.3%	10.1%	0.0%	0.0%	5.1%	
	79件	25件	35件	16件	8件	0件	0件	4件	
70歳以上	100.0%	12.0%	43.2%	12.0%	2.4%	0.0%	0.0%	4.8%	
	125件	15件	54件	15件	3件	0件	0件	6件	

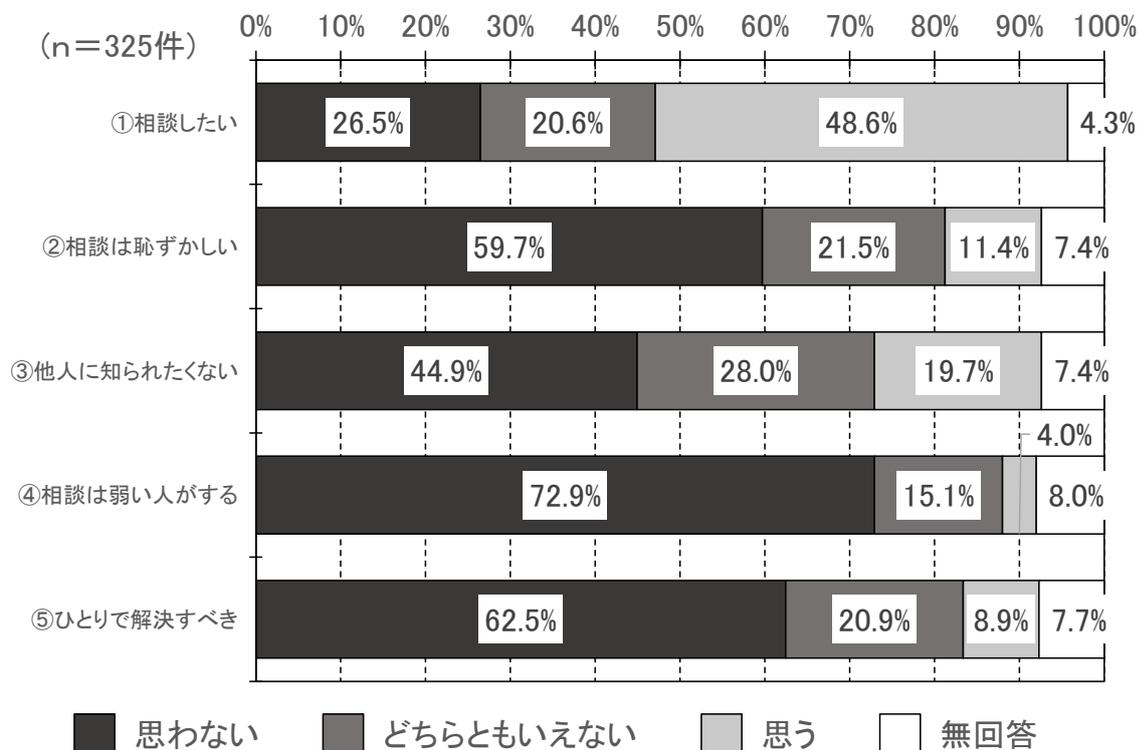
年齢別にみると、悩みやストレス等が「現在ある」という回答は、①家庭の問題は30代、③経済問題は40代、④勤務関係は50代にかけて増加し、以降は年齢が上がるにつれて割合は減少しています。

②健康問題については、40代以上では4割を超え、中でも40代では52.6%と半数以上が悩みやストレス等を抱えているとしています。

区分		母数	①家庭問題	②健康問題	③経済問題	④勤務関係	⑤恋愛関係	⑥学校関係	⑦その他
全体		100.0%	27.4%	42.5%	21.5%	17.5%	2.8%	1.8%	6.8%
		325件	89件	138件	70件	57件	9件	6件	22件
職業	会社・団体などの役員	100.0%	30.0%	40.0%	20.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%
		10件	3件	4件	2件	1件	0件	1件	0件
	勤めている(管理職)	100.0%	50.0%	33.3%	8.3%	50.0%	0.0%	8.3%	0.0%
		12件	6件	4件	1件	6件	0件	1件	0件
	勤めている(役員・管理職以外)	100.0%	41.9%	39.2%	25.7%	39.2%	6.8%	1.4%	6.8%
		74件	31件	29件	19件	29件	5件	1件	5件
	自営業(事業経営・個人商店など)	100.0%	22.6%	38.7%	22.6%	19.4%	6.5%	3.2%	6.5%
		31件	7件	12件	7件	6件	2件	1件	2件
	派遣	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	パート・アルバイト	100.0%	29.3%	31.7%	34.1%	29.3%	0.0%	2.4%	9.8%
		41件	12件	13件	14件	12件	0件	1件	4件
	専業主婦・主夫	100.0%	33.3%	59.3%	25.9%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%
		27件	9件	16件	7件	0件	0件	0件	2件
学生	100.0%	0.0%	37.5%	25.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	
	8件	0件	3件	2件	0件	0件	1件	1件	
自由業	100.0%	23.1%	61.5%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	13件	3件	8件	5件	0件	0件	0件	0件	
その他	100.0%	24.0%	40.0%	8.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	25件	6件	10件	2件	1件	0件	0件	0件	
無職(求職中)	100.0%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	
	6件	4件	2件	2件	0件	0件	0件	2件	
無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)	100.0%	23.5%	70.6%	29.4%	5.9%	5.9%	0.0%	5.9%	
	17件	4件	12件	5件	1件	1件	0件	1件	
無職(仕事をしたいと思っていない)	100.0%	7.5%	43.4%	5.7%	1.9%	1.9%	0.0%	9.4%	
	53件	4件	23件	3件	1件	1件	0件	5件	

職業別にみると、悩みやストレス等が「現在ある」という回答は、①家庭問題については「無職(求職中)」では66.7%と7割近くが、②健康問題については「無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)」では70.6%が悩みやストレス等を抱えているとしており、他の職業に比べて高い割合となっています。

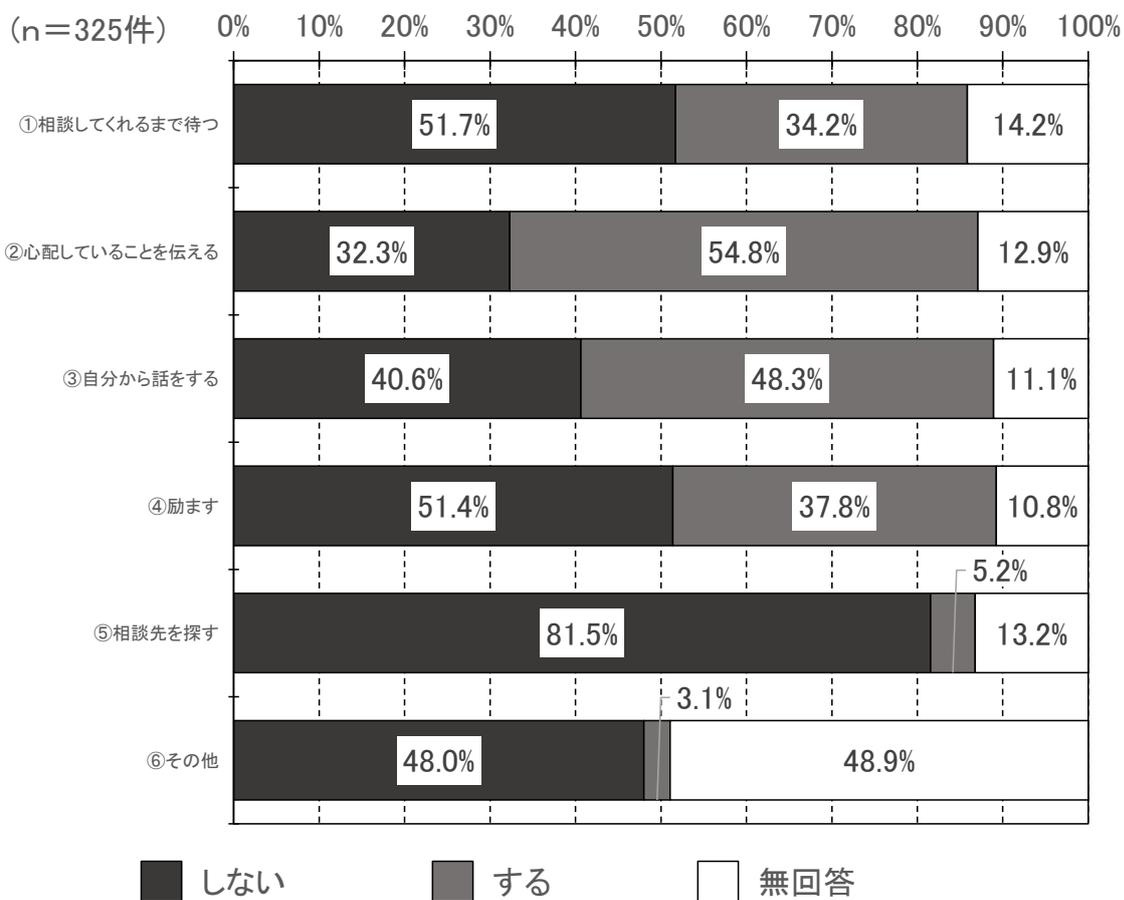
③ストレスを感じたときの対応



ストレスを感じた時の対応について、「そう思う」と「ややそう思う」を“思う”、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を“思わない”と整理すると、①助けを求めたり、誰かに相談したいと思うかでは、「思わない」という回答が26.5%と2割を超え、「どちらともいえない」は20.6%となっています。

③悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと考えるかでは、「思う」という回答が19.7%、「どちらともいえない」が28.0%と3割近くとなっています。

④身近な人が辛そうなときの対応

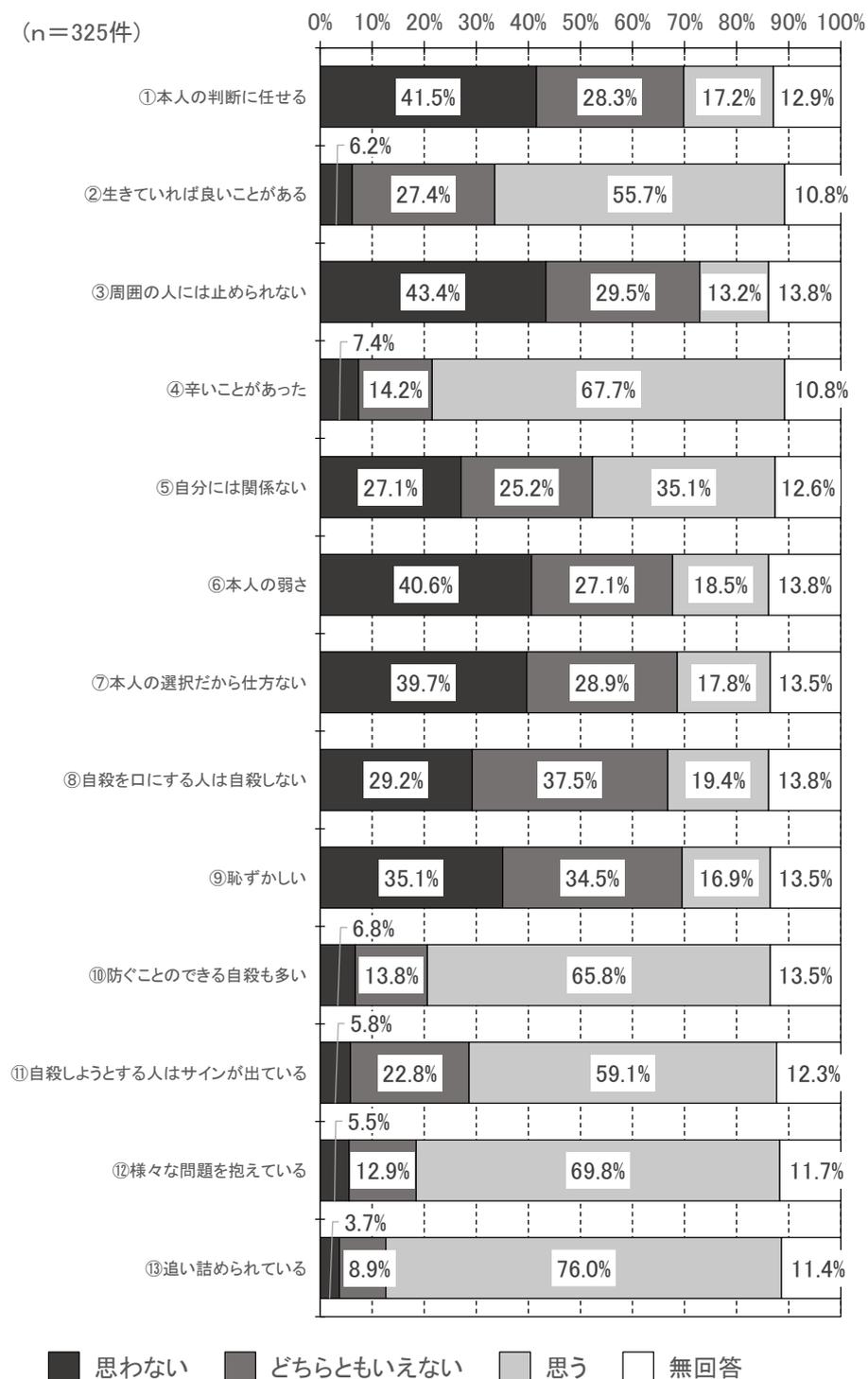


身近な人が辛そうな時の対応として「よくする」と「時々する」を“する”、「しない」と「あまりしない」を“しない”と整理すると、①相手が相談をしてくれるまで何もしないで待つでは「しない」という回答が51.7%と半数を超えています。

半数前後が ②心配していることを伝えて見守る (54.8%)、③自分から声をかけて話を聞く (48.3%)、4割近くが ④励ますとしています。

⑤自殺に対する考え

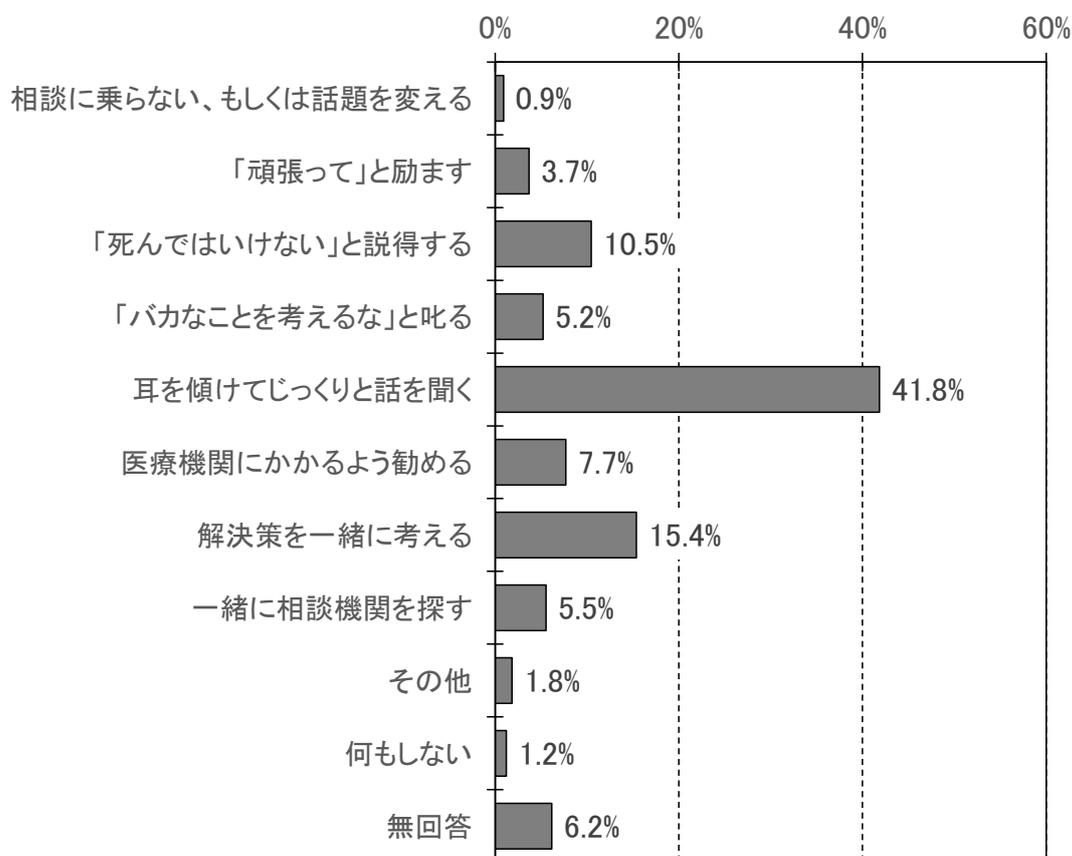
(n=325件)



自殺について「そう思う」と「どちらかというと思う」を“思う”、「そう思わない」と「どちらかというと思わない」を“思わない”と整理すると、「思う」という回答は、⑬自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている (76.0%)、⑫自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い (69.8%)、④自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う (67.7%)、⑩防ぐことのできる自殺も多い (65.8%) などが6割を超えています。

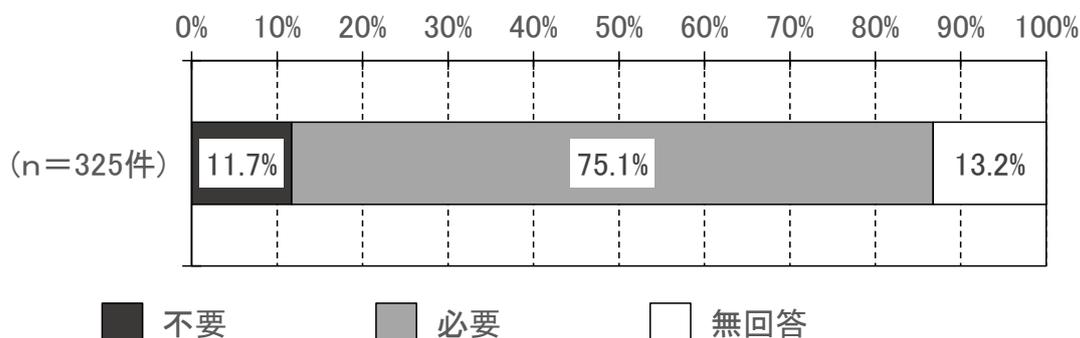
⑥自殺を考えている人へもっとも行う対応

(n=325件)



身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応としては、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が 41.8%でもっとも多く、「解決策を一緒に考える」が 15.4%、「死んではいけないと説得する」(10.5%) や「医療機関にかかるよう勧める」(7.7%) などが1割前後となっています。

⑦自殺対策に関するPR活動に対する考え



自殺対策に関するPR活動については、「どちらかといえば必要」が44.3%でもっとも多く、「必要」(30.8%)をあわせると、75.1%が“必要”としています。

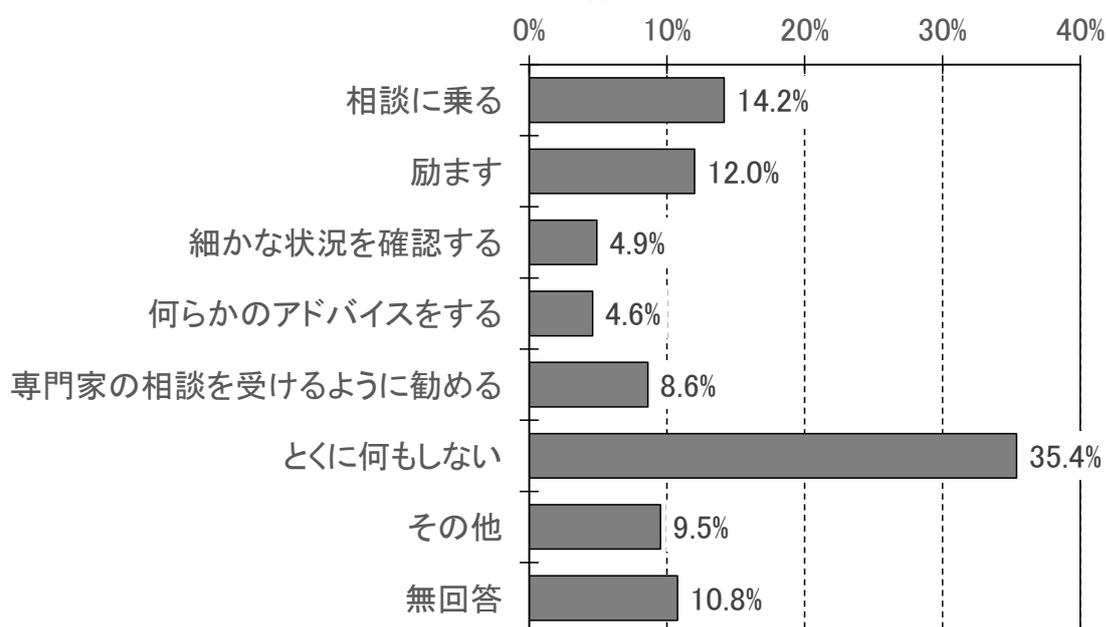
区分		母数	不要	必要	無回答
全体		100.0%	11.7%	75.1%	13.2%
		325件	38件	244件	43件
自殺対策啓発物の閲覧度合い	読まなかった	100.0%	16.7%	77.8%	5.6%
		18件	3件	14件	1件
	少し目を通したがほとんど読まなかった	100.0%	4.1%	93.9%	2.0%
		49件	2件	46件	1件
	少し読んだ	100.0%	5.6%	91.7%	2.8%
	36件	2件	33件	1件	
	大体読んだ	100.0%	6.5%	93.5%	0.0%
		46件	3件	43件	0件
	全部読んだ	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
		14件	0件	14件	0件
自殺対策講習会等への参加経験	はい	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
		33件	0件	33件	0件
	いいえ	100.0%	13.4%	75.4%	11.2%
		276件	37件	208件	31件
自殺対策基本法の認知状況	知っている	100.0%	10.5%	89.5%	0.0%
		19件	2件	17件	0件
	内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	100.0%	8.9%	84.8%	6.3%
		112件	10件	95件	7件
	まったく知らない	100.0%	12.3%	75.4%	12.3%
		171件	21件	129件	21件

自殺対策に関する啓発物の閲覧度合い別にみると、読まなかったという人よりも、少し目を通したり、読んだことがある人の方が、PR活動が「必要」と回答する割合が高くなっています。

自殺対策講習会等への参加経験がある人、自殺対策基本法を知っている人ほど、PR活動が「必要」という回答の割合が高くなっています。

⑧自死遺族へもっとも行う対応

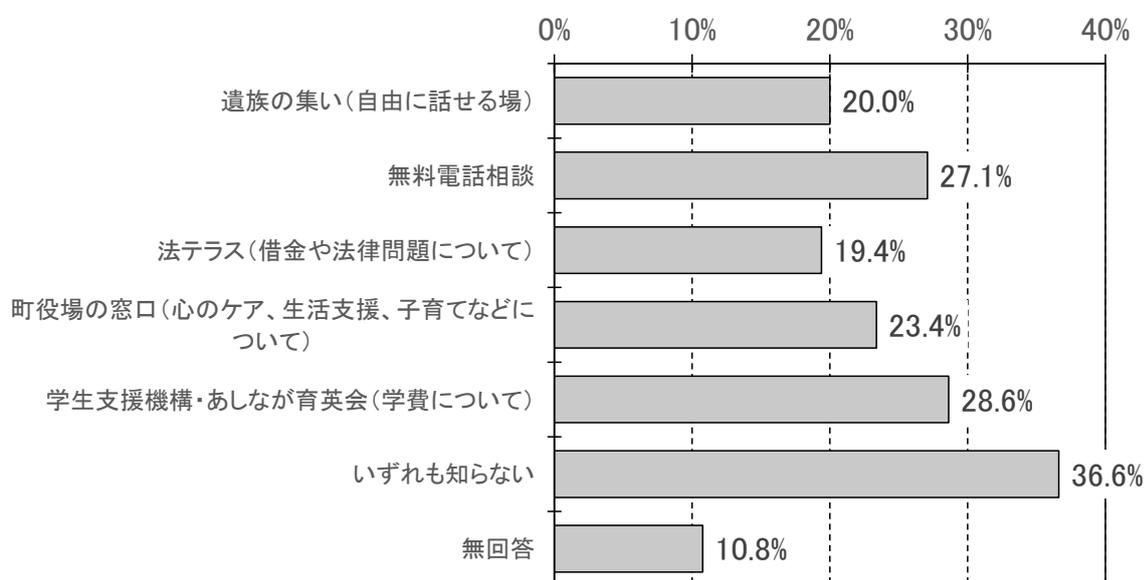
(n=325件)



自死遺族に対してもっとも行う対応としては、「とくに何もしない」が 35.4%でもっとも多く、ついで「相談に乗る」(14.2%)、「励ます」(12.0%) が1割台となっています。

⑨自死遺族支援対策の認知状況

(n=325件)

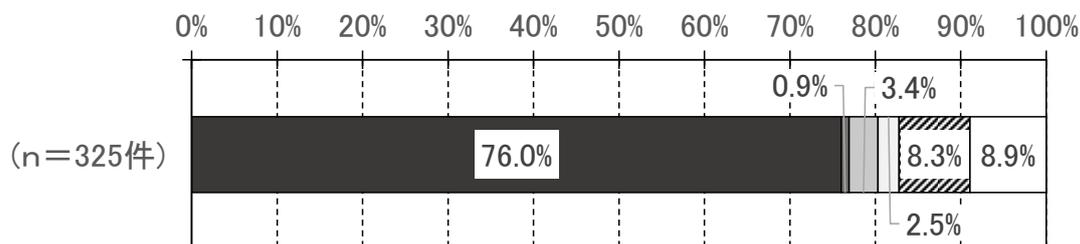


自死遺族への支援については、36.6%が「いずれも知らない」としています。

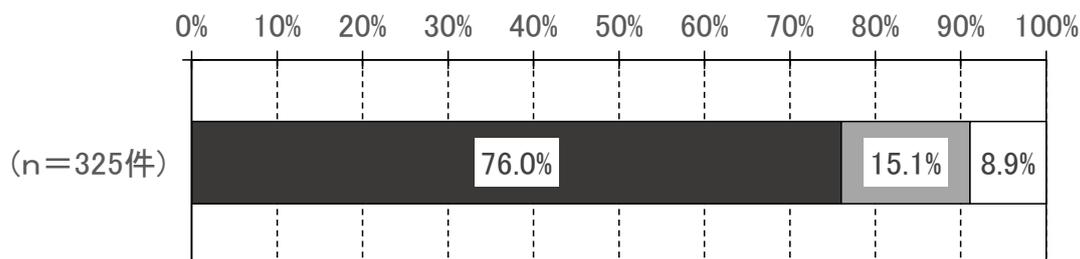
知っている支援としては、「学生支援機構・あしなが育英会(学費について)」(28.6%)、「無料電話相談」(27.1%) が3割近くと多くなっています。

また、「遺族の集い(自由に話せる場)」、「法テラス(借金や法律問題について)」、「町役場の窓口(心のケア、生活支援、子育てなどについて)」を知っている割合は2割前後となっています。

⑩これまでに自殺を考えた経験



- これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない
- この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- ここ5年くらいの中に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- 5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- 10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある
- 無回答



- 考えたことはない
- 考えたことがある
- 無回答

本気で自殺を考えたかどうかについては、76.0%と7割以上が「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」としています。

これまでに本気で自殺を考えたことがある回答者は、あわせると15.1%で、「この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」という回答は0.9%となっています。

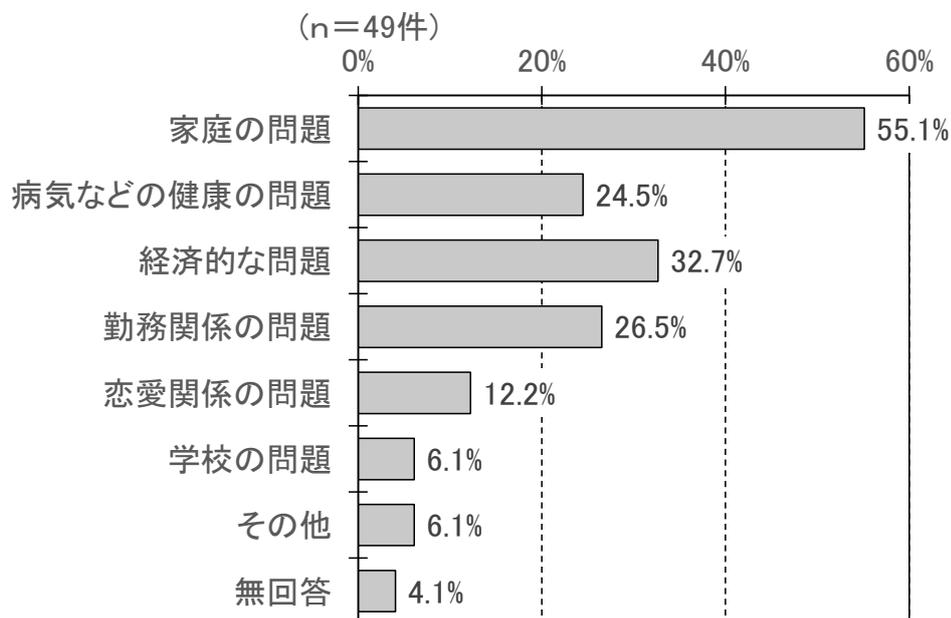
区分		母数	考えたことはない	考えたことがある	無回答
全体		100.0% 325件	76.0% 247件	15.1% 49件	8.9% 28件
年齢	20代以下	100.0% 19件	68.4% 13件	21.1% 4件	10.5% 2件
	30代	100.0% 23件	78.3% 18件	21.7% 5件	0.0% 0件
	40代	100.0% 38件	65.8% 25件	28.9% 11件	5.3% 2件
	50代	100.0% 35件	80.0% 28件	20.0% 7件	0.0% 0件
	60代	100.0% 79件	82.3% 65件	12.7% 10件	5.1% 4件
	70歳以上	100.0% 125件	76.0% 95件	8.8% 11件	15.2% 19件
	職業	会社・団体などの役員	100.0% 10件	70.0% 7件	30.0% 3件
勤めている(管理職)		100.0% 12件	91.7% 11件	8.3% 1件	0.0% 0件
勤めている(役員・管理職以外)		100.0% 74件	77.0% 57件	18.9% 14件	4.1% 3件
自営業(事業経営・個人商店など)		100.0% 31件	77.4% 24件	16.1% 5件	6.5% 2件
派遣		100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
パート・アルバイト		100.0% 41件	73.2% 30件	19.5% 8件	7.3% 3件
専業主婦・主夫		100.0% 27件	70.4% 19件	18.5% 5件	11.1% 3件
学生		100.0% 8件	87.5% 7件	12.5% 1件	0.0% 0件
自由業		100.0% 13件	53.8% 7件	23.1% 3件	23.1% 3件
その他		100.0% 25件	76.0% 19件	4.0% 1件	20.0% 5件
無職(求職中)		100.0% 6件	66.7% 4件	16.7% 1件	16.7% 1件
無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)		100.0% 17件	82.4% 14件	11.8% 2件	5.9% 1件
無職(仕事をしたいと思っていない)		100.0% 53件	81.1% 43件	9.4% 5件	9.4% 5件
家計の状況		余裕がない	100.0% 159件	70.4% 112件	18.9% 30件
	どちらともいえない	100.0% 82件	80.5% 66件	12.2% 10件	7.3% 6件
	余裕がある	100.0% 72件	84.7% 61件	9.7% 7件	5.6% 4件
	わからない	100.0% 10件	70.0% 7件	20.0% 2件	10.0% 1件
幸福度	不幸せ(0～3点)	100.0% 35件	54.3% 19件	40.0% 14件	5.7% 2件
	普通(4～6点)	100.0% 148件	72.3% 107件	16.9% 25件	10.8% 16件
	幸せ(7～10点)	100.0% 136件	86.0% 117件	7.4% 10件	6.6% 9件

本気で自殺を「考えたことがある」という回答は、年齢別にみると、「考えたことがある」と回答する割合は40代(28.9%)をピークに増加し、50代以上は年齢が上がるにつれて減少しています。

職業別にみると、「会社・団体などの役員」という人では、「考えたことがある」と回答する割合が3割と、他の職業よりも高くなっています。

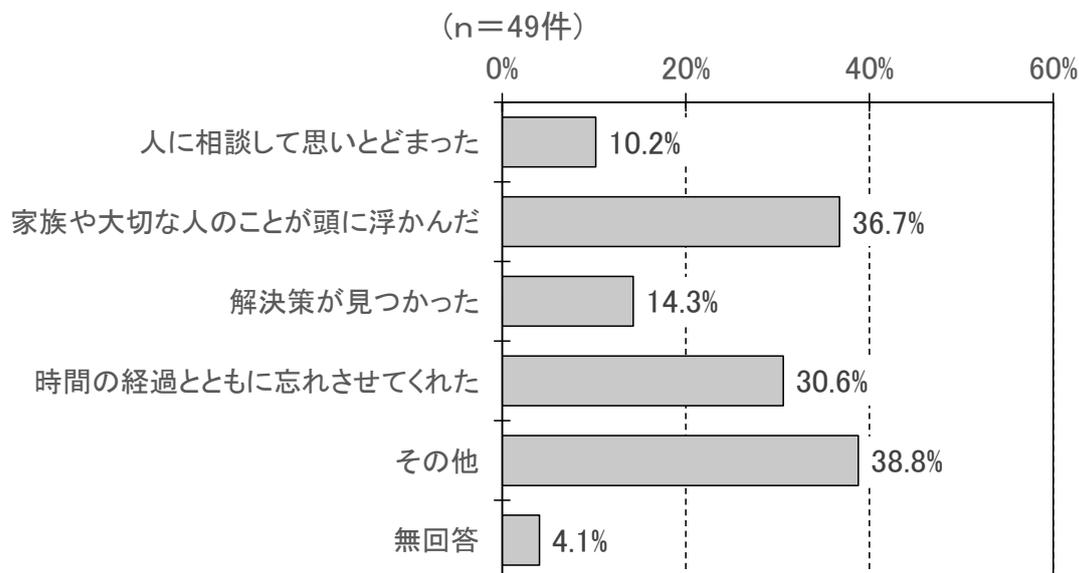
家計に余裕がない人、現在の幸福度が低い人ほど、本気で自殺を「考えたことがある」と回答する割合が高くなっています。

⑪自殺を考えた理由や原因



これまでに自殺を考えたことがあるという回答者に、理由や原因について聞いたところ、「家庭の問題」が 55.1%と半数を超えもっとも多く、ついで「経済的な問題」(32.7%)、「勤務関係の問題」(26.5%) などが3割前後となっています。

⑫自殺を思いとどまった理由



これまでに自殺を考えたことがあるという回答者に、自殺を思いとどまった理由について聞くと、「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」が 36.7%、「時間の経過とともに忘れさせてくれた」が 30.6%で多くなっています。

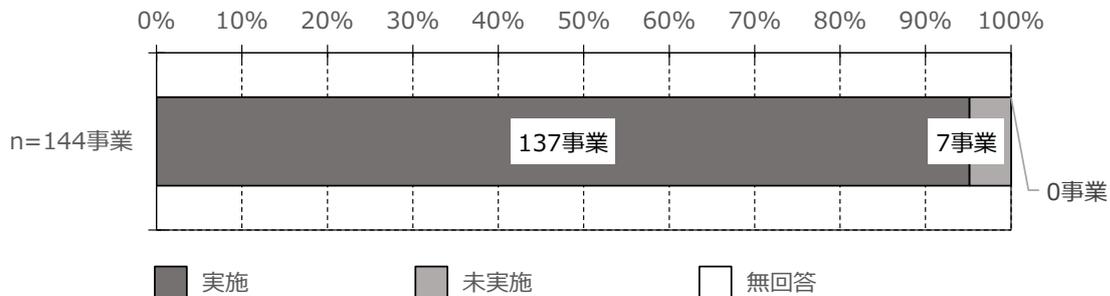
第3章 第1期計画の進捗評価

1. 現行計画記載事業に対する進捗評価

第1期の三種町自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）においては、基本施策と重点的な取組にわけて施策・事業が体系化されており、計画書に記載されていた施策・事業（計画期間中に廃止されたものを含む）と計画書に記載はないものの、計画期間中に実施されていた事業、計144事業について各担当課による進捗評価を行いました。

（1）計画記載事業の実施状況

第1期の三種町自殺対策計画に掲載されていた施策・事業の実施状況について確認したところ、7事業が未実施（計画期間中にすでに廃止になっていたものも含む）となっていました。



■ 「未実施」に該当する事業

基本施策

1) 生きることの包括的支援

1-5: 自死遺族への支援

遺された人への情報周知

1-6: 生活の維持・向上に向けた支援

木造住宅耐震診断支援事業

2) 地域におけるネットワークの強化

2-1: 関係機関との連携による基盤づくり

要支援者に関するフォロー会議

5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

5-1: 子どもたちに対する生きる教育の充実

ウィークエンドサークル

ふるさと学習交流会

重点的な取組

1) 高齢者に対する対策

1-1: 高齢者の生きがいづくりの支援

敬老式の開催

1-2: 高齢者の健康づくりの支援

ひまわりセンター居住部門運営

「遺された人への情報周知」、「木造住宅耐震診断支援事業」、「ひまわりセンター居住部門運営」などについては、未実施の理由としてニーズが少なかったことが挙げられています。

「敬老式の開催」については、新型コロナウイルス感染症拡大等により、令和2年度及び3年度の開催を見合わせていましたが、令和4年度からは、地域において高齢者の長寿を祝い交流の場を提供する事業に対し助成を行う仕組みに転換しています。

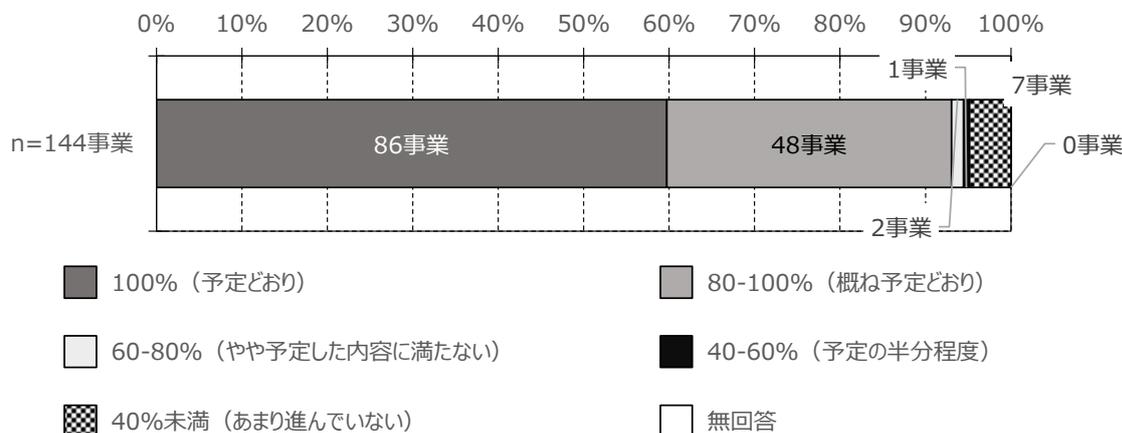
(2) 施策・事業の進捗評価

施策・事業の進捗について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、86 事業は「100% (予定どおり)」、48 事業は「80-100% (概ね予定どおり)」に取り組むことができたとされており、全体の9割以上の事業はほぼ予定どおりに進められています。

反対にあまり予定どおりに進めることができなかったものは、「40-60% (予定の半分程度)」が1事業、「40%未満 (あまり進んでいない)」が7事業となっています。

【自己評価の基準】

1. 100% (予定どおり)
2. 80-100% (概ね予定どおり)
3. 60-80% (やや予定した内容に満たない)
4. 40-60% (予定の半分程度)
5. 40%未満 (あまり進んでいない)



■「40-60%（予定の半分程度）」に該当する事業

基本施策

3)自殺対策を支える人材の育成

3-3:町職員の資質向上に向けた研修等の実施

職員啓発事業

■「40%未満（あまり進んでいない）」に該当する事業

基本施策

1)生きることの包括的支援

1-5:自死遺族への支援

遺された人への情報周知

1-6:生活の維持・向上に向けた支援

木造住宅耐震診断支援事業

5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育

5-1:子どもたちに対する生きる教育の充実

ウイークエンドサークル

ふるさと学習交流会

重点的な取組

1)高齢者に対する対策

1-1:高齢者の生きがいづくりの支援

敬老式の開催

1-2:高齢者の健康づくりの支援

ひまわりセンター居住部門運営

後期高齢者歯科健診

大半は未実施のため低評価となっていますが、「職員啓発事業」と「後期高齢者歯科健診」は実施しているものの評価が低く、「職員啓発事業」については新型コロナウイルスによる影響のため、実施ができなかったことが評価が低くなっている理由として挙げられています。

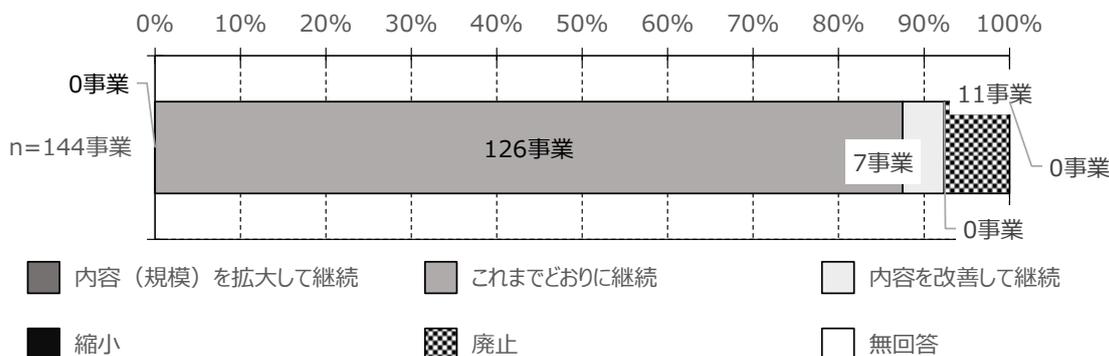
また「木造住宅耐震診断支援事業」については申請者がいなかったため、評価が低くなっています。

「後期高齢者歯科健診」は計画期間中に内容を拡充して実施した事業であるため、まだ十分な評価ができない状況となっています。

(3) 今後の取り組みの方向

施策・事業について今後の方向性を確認すると、全体の9割近くにあたる127事業は「これまでどおりに継続」していく予定となっています。

一方、「廃止」を予定している事業は11事業となっています。



■ 「廃止」に該当する事業

基本施策

1) 生きることの包括的支援

1-2: 心身の健康づくりの支援

下岩川診療所の運営

3) 自殺対策を支える人材の育成

3-3: 町職員の資質向上に向けた研修等の実施

職員心の健康相談窓口

職員ストレスチェック

三種町職員衛生委員会

5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

5-1: 子どもたちに対する生きる教育の充実

ウィークエンドサークル

ふるさと学習交流会

子ども・若者育成支援事業

重点的な取組

1) 高齢者に対する対策

1-1: 高齢者の生きがいづくりの支援

- 生きがい活動支援
- 敬老式の開催

1-2: 高齢者の健康づくりの支援

- ひまわりセンター居住部門運営

3) 働いている人への対策

- 労働金庫預託金

廃止済み又は廃止を予定している 10 事業のうち、4 事業はこれまで未実施の事業であり、ニーズがないことなどから実施に至らなかったため、廃止となっています。

これまで実施していた 5 事業のうち、「職員心の健康相談窓口」、「職員ストレスチェック」、「三種町職員衛生委員会」については、町職員に関する事業主の計画に該当する事業であるため本計画への掲載を除外するという事で廃止としています。

「生きがい活動支援」、「労働金庫預託金」については、他事業への移行や他の支援策を検討することから廃止となっています。

(4) 第2期計画から追記拡充する主な事業

第1期の三種町自殺対策計画には掲載されていないものの、すでに実施している事業もあり、次期計画はこれらの事業も含めてとりまとめを行っていきます。

主な事業は以下の通りとなっています。

住民共助による地域づくり活動事業

(事業概要)

地域の課題解決のため継続的に行われる活動（生活の困りごと支援・自主防災組織の設立・集落の地区内の生活環境整備等）に対しての支援（助成金交付）を行います。

子育て支援センター事業

(事業概要)

子育て交流施設「みっしゅ」内に子育て支援センターを設置し、相談支援を実施することにより、育児不安等に関する悩みの軽減を図ります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

(事業概要)

フレイル（虚弱）状態に陥りやすい高齢者に対して、個々の状況に合わせた支援を行うことを目的として地域包括支援センターと連携し、フレイル健診の実施、個別訪問支援や「通いの場」等で健康教育や健康相談を実施します。また、気軽に相談できる環境づくりとして、窓口や電話等による健康相談を行います。

後期高齢者歯科健診

(事業概要)

後期高齢者医療保険加入者に対して、歯周病等予防及び早期発見・早期治療を目的として秋田県後期高齢者医療広域連合の委託により実施。被保険者の自己負担額は無料で行っています。

おらほの敬老交流会等補助金交付事業

(事業概要)

自治会等の住民組織が主体となり、地域において高齢者の長寿を祝い交流の場を提供する事業に対し、補助金を交付します。

認知症等高齢者見守り支援事業

(事業概要)

認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等を介護する家族等に対し、見守りシールを交付することにより、認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見及び保護を図るとともに、介護者等の精神的負担の軽減を図ります。

公共交通事業

(事業概要)

「住民共助運行を主体として、町内全域でふれあいバスを運行し、巡回バスで地域の拠点をつなぎ路線バスへ接続する体系を維持することで、公共交通空白地を解消し、住民の安定した生活と移動を支援します。

地域住民のコミュニティとしても機能し、高齢者の見守り・地域の活性化・にぎわいの創出にも貢献していきます。

2. 第2期計画に向けた考え方

第1期の三種町自殺対策計画に掲載されている施策・事業についてはこれまでにほぼ実施されており、概ね計画通りに進行しています。

今後の方向性についても、大半の事業はこれまで通りに継続することを想定しているため、第2期計画に掲載する施策・事業は基本的には第1期の計画に記載してあるものを継承していくものとします。

ただし、いくつかの事業は廃止予定となっており、これにより施策体系の中の項目の再構成が必要になる部分も出てくるのが考えられます。

また、国の新しい「自殺総合対策大綱」における基本方針や秋田県の基本方針を踏まえ、新たに計画に記載する事業などが出てくることも考えられるため、第2期計画においては、第1期計画の施策体系の継承を基本としつつ、必要に応じて体系内の項目の再構成や見直しを検討し、よりわかりやすいものとしていきます。

基本施策

3)自殺対策を支える人材の育成

3-3:町職員の資質向上に向けた研修等の実施

○4事業中3事業が廃止となるため、独立した項目としては削除し、残る事業を他の項目に移動させることを検討

重点的な取組

1)高齢者に対する対策

1-1:高齢者の生きがいをづくりの支援

○3事業中2事業が廃止となり、計画期間中に新しく1事業がスタートしており、独立した項目としては削除するか、そのまま存続させるか、または他の項目と統合して再構成することを検討
○「みたね大学（高齢者学習）」は今後も継続して行います。「生きがい活動支援」は他事業と統合しているため削除し、「敬老式の開催」は「敬老交流会等補助」とします

第4章 基本理念

前回計画に引き続き、本計画においてもすべての町民が自殺に追い込まれることがないように、様々な事業を通じて町民の声を聞き、町民に寄り添って、一人ひとりが抱えている問題の解決に向けて、庁内・外の連携を図りながら取り組んでいきます。

そして、住民相互のつながりや支え合いにより、一人で問題を抱え込まずに、前向きに暮らしていくことができるように、地域のネットワークづくりや、複合的で多様な問題に対して包括的に支援することができるように施策の展開を図っていきます。

地域の人と人とのつながりや、包括的な支援を通じて、一人ひとりが前向きに生きていくことができるまちづくりを進めていくことを目指し、前回計画の理念を継承して、各種の事業を推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指して

SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取組

SDGs(=持続可能な開発目標)は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

国では、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

そこで、本計画においてもSDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の7つです。



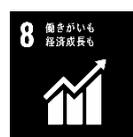
貧困をなくそう



すべての人に健康と福祉を



ジェンダー平等を実現しよう



働きがいも経済成長も



人や国の不平等をなくそう



住み続けられるまちづくりを



パートナーシップで目標を達成しよう

第5章 施策の展開

1. 施策体系

【基本方針】

誰もが健やかでいきいきと暮らせるまち 三種町

【施策の展開】

基本施策	重点的な取組
<p>(1) 生きることの促進要因への支援</p> <p>1-1: 生きがいづくりの支援 1-2: 心身の健康づくりの支援 1-3: 子どもたちが健やかに成長できる環境の整備 1-4: 障がい児(者)とその家族が安心して生活を送るための支援 1-5: 自死遺族への支援 1-6: 生活の維持・向上に向けた支援</p>	<p>(1) 高齢者に対する対策</p> <p>1-1: 高齢者の生きがいづくり・健康づくりの支援 1-2: 高齢者の抱える課題の早期発見</p>
<p>(2) 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2-1: 関係機関との連携による基盤づくり 2-2: 健康づくり事業を通じた自殺リスク者の早期発見・関係機関との連携 2-3: 多様な事業の接点を通じた自殺リスク者の早期発見・関係機関との連携</p>	<p>(2) 生活困窮者に対する対策</p>
<p>(3) 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3-1: 住民相互の支え合い活動の担い手の育成 3-2: 多様な人材の育成支援</p>	<p>(3) 勤労・経営の対策</p>
<p>(4) 住民への啓発と周知</p> <p>4-1: 自殺対策の啓発活動の推進 4-2: 多様な相談窓口を通じた心のケアの推進 4-3: 権利擁護、虐待の防止に向けた対応の推進 4-4: 安全・安心な環境づくりを通じた啓発</p>	<p>(4) 子ども・若者や女性への対策</p>
<p>(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p> <p>5-1: 子どもたちに対する生きる教育の充実 5-2: 子どもたちをサポートする体制の充実</p>	

2. 基本施策

(1) 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなると考えられ、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、すべての人の自殺リスクが同様に高まるわけではありません。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係などの相対的な関係で、「生きることの促進要因」となるものが「生きることの阻害要因」となるものを上回れば自殺リスクの上昇を抑制できるものと考えられます。

そのため、すべての町民が自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めていくためには、自殺に追い込む生きることを阻害する要因を減らすだけでなく、健康づくりやいきがづくり、安心して居場所づくりなどの生きることを促進する要因を増やしていくことも重要となります。

そこで、一人ひとりが前向きに生きることにに向けた総合的な事業を展開していきます。

1-1：生きがいつくりの支援

①生涯学習の実施

教育委員会

〔事業概要〕	住民一人一学習を目指した生涯学習の奨励活動を行っています。教養の向上や仲間づくりにより豊かな生活づくりが行えるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 町内3か所の公民館で公民館講座を開催し、自主団体の活動を支援しています。公民館講座の開催や自主団体の支援を通して、今後も事業を継続していきます。 また自主団体との連携を密にし、魅力ある公民館講座の開催を目指します。

②生涯スポーツ活動

教育委員会

〔事業概要〕	住民へ学習機会を提供し、健康の維持増進と教養を高め、活力と心豊かな生活づくりを支援します。
〔方向性〕	継続 これまで通り継続して実施していきます。

③芸術文化活動

教育委員会

〔事業概要〕	各種芸術文化団体、サークルへの支援を行っています。一体感、達成感、仲間づくりにより豊かな生活づくりが行えるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 補助金等を通して各種芸術団体への支援を実施しています。 今後も補助金事務や会場設営等の支援を継続していきます。

④二十歳のつどい

教育委員会

〔事業概要〕	20歳を迎えている住民を対象に実施しており、地域を支える若い力の門出を祝福し豊かな生活づくりを行えるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 今後も実行委員会による開催を行い、これを支援していきます。

⑤各種イベント開催

商工観光交流課

〔事業概要〕	サンドクラフト、森岳温泉まつり等を行っています。
〔方向性〕	継続 コロナ禍で開催できない年もありましたが、開催された年はステージイベント等で盛り上げるとともに、屋台村が並び、フィナーレでは花火が打ち上げられ大好評であったため、心のリフレッシュにつなげることができました。住民が楽しめるイベントを開催することで、心のリフレッシュにつなげることができるため、今後も継続して実施していきます。

⑥町民祭

企画政策課

〔事業概要〕	文化作品展示、企業展示、ステージ発表、講演会、農産物販売等を行っています。
〔方向性〕	継続 新型コロナウイルス拡大防止のため中止となった年もありましたが、住民が楽しめる内容にすることで、心のリフレッシュにつなげることができるため、今後も開催する必要があると考えます。 心のリフレッシュにつなげることができるよう様々な世代が楽しめる内容を企画し開催していきます。

⑦結婚祝い金事業

企画政策課

〔事業概要〕	婚姻届を提出した、条件をすべて満たした夫婦への祝い金交付（平成30年4月1日以降）事業です。
〔方向性〕	継続 対象者へ祝い金を交付することで豊かな生活づくりの一助となっています。婚姻届を提出し条件をすべて満たした夫婦の豊かな生活づくりの一助となるよう対象者への祝い金交付を継続していきます。

⑧あきた結婚支援センター入会助成

企画政策課

〔事業概要〕	あきた結婚支援センターへの登録料助成を行っています。
〔方向性〕	継続 入会者の登録料を負担することで豊かな生活づくりの一助となっています。今後もあきた結婚支援センターへの登録料の助成を継続していきます。

⑨公民館図書管理

教育委員会

〔事業概要〕	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実に取り組んでいます。図書室を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や予防週間等の際に連携することで、住民に対する情報提供の場として活用していきます。
〔方向性〕	継続 町内3か所の公民館内に最新図書のコーナーを設置し、町ホームページや広報で周知活動を実施しています。 今後も住民からのニーズを把握しながら、図書室の充実を図っていきます。

⑩コミュニティ施策

企画政策課

〔事業概要〕	コミュニティ施設（集会所等）の整備のため、補助事業・単独事業（集会所等施設整備費補助金）による施設整備を行っています。
〔方向性〕	継続 住みやすい町づくりの一助とするため、集会所等の整備費の助成を行っています。 集落の拠点となるコミュニティ施設（集会所等）の整備のため、補助事業・単独事業（集会所等施設整備費補助金）を継続し実施していきます。

1-2: 心身の健康づくりの支援

① データヘルス計画の推進

健康推進課

〔事業概要〕	特定健診未受診者への受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業、検診異常値放置者受診勧奨を行っています。 訪問や面談で住民と接する機会に悩みをもつ人の早期発見に努めています。
〔方向性〕	継続 訪問等により対象者への受診勧奨等を実施し、面談を行うことで悩みを持つ人の早期発見につなげています。 検診異常値放置者への受診勧奨を通知のみではなく、今後できるだけ面談で行い、病院を受診しない理由を聞く等、悩みをもつ人の早期発見に努めていきます。

② 基本健診

健康推進課

〔事業概要〕	30歳から39歳に対して、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として実施。基本健診の一部助成を行います。
〔方向性〕	継続 費用負担の軽減となり、健診を受けやすい環境づくりにつながっています。 また、健診を受けることで病気の早期発見となり病苦による自殺リスクを防ぐことにつながっていると考えられます。 引き続き健診を受けやすい環境づくりに努め、健診を受けることにより病気の早期発見につなげ、病苦による自殺リスクを防いでいきます。

③ 特定健診

健康推進課

〔事業概要〕	国民健康保険加入者に対して、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として特定健診を実施しています。 被保険者の自己負担額は無料となっています。
〔方向性〕	継続 費用負担の軽減となり、健診を受けやすい環境づくりにつながっています。 また、健診を受けることで病気の早期発見となり病苦による自殺リスクを防ぐことにつながっていると考えられます。 更なる受診率の向上を図るため、PR活動を工夫して実施していきます。

④予防接種事業

健康推進課

〔事業概要〕	予防接種費用の助成、定期予防接種の接種勧奨を行っています。
〔方向性〕	継続 予防接種費用の助成により費用負担の軽減となり、予防接種を受けやすい環境づくりにつながっています。 今後も希望する予防接種を受けやすい環境づくりに努め、感染に対する不安等の精神的負担軽減につなげていきます。

⑤糖尿病重症化予防対策

健康推進課

〔事業概要〕	糖尿病未治療者・治療中断者へ受診勧奨を行い、治療中患者のうち希望者へ保健指導を行っています。 健康に悩む住民の早期発見と、悩みをもつ場合には傾聴役となり、健康問題から起こりうる自殺リスクの軽減に努めています。
〔方向性〕	継続 検診異常値放置者（未治療者）へ訪問により受診勧奨を行い、健康問題から起こりうる自殺リスクの軽減に努めてきました。 重症化は人工透析や視力低下など生活に支障が出るため、更なる予防事業を推進し、今後も健康問題から起こりうる自殺リスクの軽減に努めていきます。

⑥福祉医療費助成制度

健康推進課

〔事業概要〕	子ども（0～18歳まで）、ひとり親家庭の子ども、高齢身体障がい者及び重度心身障がい者（児）の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担相当額を助成しています。助成により、経済的な不安なく必要な医療を受けることができ、健康等への不安軽減を図ります。
〔方向性〕	継続 対象者の医療費を助成することで、経済的な不安なく必要な医療を受けられることにつながっていると考えられます。 今後も地域のニーズに応えるべく時代に合った制度設計を常に考え、改正すべき点は改正していきます。また、県内の実施状況を踏まえ、高校生の県補助についても要望していきます。

⑦がん補正具購入費助成事業

健康推進課

〔事業概要〕	がん患者が購入した補正具の費用を助成しています。補正具を使用することで、がん治療による外見の変化等にもなう悩みの軽減を図ります。
〔方向性〕	継続 補正具費用も助成により、経済的な負担の軽減につながっていると考えられます。 引き続き、必要な方へ情報が行き届くよう事業の周知に努め、病気による経済的負担の軽減を図り、病苦による自殺リスクの低減を図っていきます。

⑧クアオルト推進事業

健康推進課

〔事業概要〕	町内の温泉施設を拠点として、町の自然環境や地形を活かした運動と温泉入浴、健康食を組み合わせた健康づくりに取り組んでいます。 イベントの企画を通じ、住民がリフレッシュできる場を提供し、心の健康につながっています。
〔方向性〕	継続 感染予防に配慮しながら、ウォーキングや温泉施設を活用した運動教室を実施することで、住民の心のリフレッシュにつなげることができています。 今後も住民の心のリフレッシュにつなげられるよう引き続き実施します。

⑨在宅福祉の充実

福祉課

〔事業概要〕	ホームページ等で福祉サービスに関する情報提供を行い、在宅福祉サービスの充実を図ります。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑩訪問入浴

福祉課

〔事業概要〕	一人または家族の支援では入浴が困難な方に対し、訪問による入浴支援を行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

1-3：子どもたちが健やかに成長できる環境の整備

①子育て支援センター事業

健康推進課

〔事業概要〕	子育て交流施設「みっしゅ」内に子育て支援センターを設置し、相談支援を実施することにより、育児不安等に関する悩みの軽減を図ります。
〔方向性〕	拡充 子育て交流施設への移設により利用者数が大幅に増加し、多くの利用者に対する相談支援が実施されています。 今後は子育て関係機関との更なる連携強化による支援の拡充を図っていきます。

②すこやか子育て支援事業

福祉課

〔事業概要〕	秋田県の保育料減免制度について、町独自に対象を拡大して（第2子以降）助成します。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施してまいります。

③子育てファミリー支援事業

福祉課

〔事業概要〕	平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育している世帯に対し、保育園一時預かり・病児保育事業等の利用料を一部助成します。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施してまいります。

④赤ちゃん誕生祝い金

健康推進課

〔事業概要〕	第2子以降のお子さんを出産した保護者に対して祝い金を支給しています。
〔方向性〕	拡充 今後も継続して実施していくとともに、第1子への拡充も検討してまいります。

⑤小中学校入学時援助事業

教育委員会

〔事業概要〕	小学校新入学時のランドセル配布、小学3年生への自転車用ヘルメットの配布、中学校入学時の自転車用ヘルメットの配布を行っています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑥奨学生募集事業

教育委員会

〔事業概要〕	高校・専門学校・大学等の学生を対象に奨学生を募集し奨学金の貸付を行っています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑦児童手当支給事務

福祉課

〔事業概要〕	児童手当の支給を行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑧児童扶養手当支給事務

福祉課

〔事業概要〕	児童手当の支給を行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑨奨学金返還助成金交付

教育委員会

〔事業概要〕	次代の社会を担う人材の育成に資するために、三種町に住所を有し県内で就労している方を対象に、奨学金の返還助成を行っています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

1-4：障がい児（者）とその家族が安心して生活を送るための支援

①相談支援事業

福祉課

〔事業概要〕	障がい者等からの相談に対応しています。相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことで必要な支援へつなげます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

②障害福祉サービス・訓練給付に関する事務

福祉課

〔事業概要〕	居宅介護、生活介護、勤労継続支援など障がい福祉サービスを利用するための支給決定を行い、障がい者が地域で生活するための支援を行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

③特別障害者手当・障害児福祉手当

福祉課

〔事業概要〕	在宅で暮らす重度の障がいのある方に対して、その障がいによって生ずる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給します。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

④特別児童扶養手当

福祉課

〔事業概要〕	身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母または父母に代わってその児童を養育する人に支給します。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑤障害児通所給付費に関する事務

福祉課

〔事業概要〕	児童発達支援、デイサービス等にかかる費用の支給決定を行い、心身に障がいまたは発達の遅れがある児童に対する専門的な療育・訓練等の支援へつなげます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑥障害者虐待防止対策

福祉課

〔事業概要〕	障がい者虐待に関する相談等の対応をします。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

1-5：自死遺族への支援

①遺された人への情報周知

健康推進課

〔事業概要〕	各種相談先や相談会開催等、関連情報の提供を行い、遺された人が必要とする情報の周知を進めます。
〔方向性〕	拡充 遺族が自死遺族か把握することは困難ですが、住民へ遺族対象の相談窓口があることを周知することは必要と考えます。 広報やホームページへ相談窓口等の掲載したり、公民館をはじめとした施設へリーフレットを設置するなど情報を発信し、地域組織と連携を図りながら、地域保健活動を推進していきます。

1-6: 生活の維持・向上に向けた支援

① 町営住宅管理整備事業

建設課

〔事業概要〕	町営住宅の適正な管理・快適な住環境の整備を行っています。
〔方向性〕	継続 これまで通り快適な住環境の整備を行います。

② 木造住宅耐震診断支援事業

建設課

〔事業概要〕	地震による木造住宅の倒壊等による震災を未然に防止し、住民の安全を確保するため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を希望する人に耐震診断に係る費用の一部を負担しています。
〔方向性〕	継続 これまでのところ申請がない状況が続いています。 今後も引き続き、耐震診断を希望する人に耐震診断に係る費用の一部を負担していきます。

③ ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

福祉課

〔事業概要〕	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図るため、住宅の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な場合に、ひとり親家庭等住宅整備金の貸付を行います。
〔方向性〕	継続 これまでのところ、需要があまりなく、借り手がほとんどいません。 借り手は少ないものの、必要とする人もいるため、今後も継続して実施していきます。

④住宅リフォーム助成事業

福祉課

〔事業概要〕	住宅リフォームに対し費用を助成しています。
〔方向性〕	継続 これまで通り住宅リフォームに対し補助を行っていきます。

⑤軽自動車税の減免事務

税務課

〔事業概要〕	身体や精神に障がいのある方が所有する車両のうち、一定の条件を満たすものは軽自動車税の減免を受けることができます。 軽自動車税の減免を受けることにより、障がいのある人の経済的負担を軽減し、心的負担による自殺リスクの軽減を図ります。
〔方向性〕	継続 これまで通りに継続して実施してまいります。

⑥住民共助による地域づくり活動事業

企画政策課

〔事業概要〕	地域の課題解決のため継続的に行われる活動（生活の困りごと支援・自主防災組織の設立・集落の地区内の生活環境整備等）に対しての支援（助成金交付）を行います。
〔方向性〕	新規 事業開始から間もなく、事業の周知が不十分なところがありましたが、今後とも制度の利用に関して自治会長会議等で継続して周知を行い、地域課題について住民同士で助け合い解決できるように取り組んでまいります。

⑦公共交通事業

企画政策課

〔事業概要〕	住民共助運行を主体として、町全域でふれあいバスを運行し、巡回バスで地域の拠点をつなぎ路線バスへ接続する体系を維持することで、公共交通空白地を解消し、住民の安定した生活と移動を支援します。
〔方向性〕	新規 地域住民のコミュニティとしても機能し、高齢者の見守り・地域の活性化・にぎわいの創出にも貢献してまいります。

(2) 地域におけるネットワークの強化

自殺は日常生活における様々な課題やリスクが複雑化・複合化して、深刻な状態になったときに発生する可能性が高いと考えられます。

個々の課題やリスクは誰もが抱えているものですが、それらが複合して、深刻化していくことにより、自殺のリスクが高まることになるため、精神保健的な取組だけでなく、社会・経済的な取組を含む包括的な取組が必要であり、様々な分野の施策や組織が密接に連携しながら取り組んでいきます。

そのため、複合化・深刻化する前に町の各種事業や相談、諸手続の窓口など、町民との多様な接点を通じて一人ひとりが抱える多様な問題に寄り添い、早期に適切な支援へとつなげていくことができるように、庁内の連携を深めていきます。

また、自殺の危険性の高い人を地域において早期に発見し、確実に支援していくためには専門の相談窓口に限らず、多様な接点を通じて一人ひとりが自殺リスクの高い人たちが抱える多様な問題に寄り添い、早期に適切な支援へとつなげることが重要になります。

そこで、地域の中での住民相互の気づきや気遣いをキャッチアップして、適切な支援につなげていくなど、庁内・外のネットワークを強化し、課題を抱えている人が地域の中で孤立しないよう、支え合いの仕組みづくりを目指します。

2-1 : 関係機関との連携による基盤づくり

①要支援者に関するフォロー会議

健康推進課

〔事業概要〕	自殺未遂や自殺の危険のある事例が生じた場合に関係者会議を開催し、支援方針の共有を図ります。
〔方向性〕	拡充 これまで関係機関に情報提供を行い、各機関で見守りや支援できる体制は整えてきました。 今後は自殺未遂や自殺の危険のある事例が生じ、会議を開催する必要がある場合には迅速に会議を開催できるよう体制を整えていく必要があります。 そのため関係機関への情報提供を行うとともに、必要に応じて、自殺対策連絡体系をもとに関係者会議を開催できるようにしていきます。

②地域ケア会議

福祉課

〔事業概要〕	介護・福祉に係る事業者や専門職、地域住民等が地域の課題を共有しながら個別課題の解決をはじめ、地域課題の解決に向けた取組の推進を図ります。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

③包括的・継続的ケアマネジメント

福祉課

〔事業概要〕	高齢者の心身の状況やその変化にあわせて、とぎれることなく必要なサービスが提供されるようにケアマネジャーに対する指導や助言、医療機関など関係機関との調整を行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

④地域福祉推進事業

福祉課

〔事業概要〕	みんなが生き生きと暮らしていける地域全体の実現に向けて、計画に基づき、地域住民の多様福祉なニーズに対応できるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑤民生児童委員事務

福祉課

〔事業概要〕	民生児童委員が、支援を必要とする方へ福祉サービスの情報提供や生活に関する相談に乗る等、地域の身近な相談相手として、また行政とを結ぶパイプ役として機能していきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑥婦人会活動（連合婦人会）

教育委員会

〔事業概要〕	県内の地域婦人団体の連絡協調を図り、地域社会の発展に努めます。
〔方向性〕	継続 婦人会は研修会やボランティア活動など地域のための様々な活動を実施しています。今後も補助金事務や会場設営等の支援を継続して行っています。

⑦あすの三種を創る会

教育委員会

〔事業概要〕	花に囲まれた町づくりを目指し花いっぱい運動を推進していきます。一体感、達成感、仲間づくりにより豊かな生活づくりが行えるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 花いっぱい運動を実施し、豊かな生活づくりに貢献しています。今後も補助金事務や会場設営等の支援を継続して行っています。

2-2：健康づくり事業を通じた 自殺リスク者の早期発見・関係機関との連携

①健診結果説明会（健康相談事業）

健康推進課

<p>〔事業概要〕</p>	<p>町で行う集団健診を受診した住民を対象に、健診結果説明会を開催します。結果説明会を開催することで、住民の健康意識の向上を図り、また、健診結果に不安を抱える住民が気軽に相談できる場をつくることで、自殺リスクの軽減に努めます。</p>
<p>〔方向性〕</p>	<p>継続 健診結果に不安を抱える住民が気軽に相談できる場をつくることで、自殺リスクの軽減につながっていると考えられます。 今後も相談しやすい場づくりに努め、健診結果に不安を抱える住民の不安軽減につなげていきます。</p>

②健診事業

健康推進課

<p>〔事業概要〕</p>	<p>健診費用（各種がん検診、ドック健診、脳ドック健診、歯周病検診等）の一部助成と、該当年齢に無料クーポン券・受診券を発行します。</p>
<p>〔方向性〕</p>	<p>拡充 費用負担の軽減となり、健診を受けやすい環境づくりにつながったものと思われれます。また、健診を受けることで病気の早期発見となり病苦による自殺リスクを防ぐことにつながっています。 今後も健診を受けやすい環境づくりに努め、健診を受けることにより病気の早期発見につなげ、病苦による自殺リスクの低減を図っていきます。</p>

③定例健康相談（健康相談事業）

健康推進課

<p>〔事業概要〕</p>	<p>町内の公民館や集会場で血圧測定、あんま師による肩・腰のあんまを実施しています。あわせてボランティア団体によるコーヒーサロンを同時開催していきます。</p>
<p>〔方向性〕</p>	<p>拡充 毎月地域で健康相談を実施することにより、参加者の心身の相談窓口として機能しています。 高齢者の参加も多く、高齢者の閉じこもり予防や孤立による自殺の予防のため、継続して実施していきます。</p>

④母子健康手帳交付事業

健康推進課

〔事業概要〕	妊娠届提出者に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票と産後健康診査補助券を交付しています。妊娠届提出時の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、妊婦健診の受診状況を確認し必要に応じて医療機関と連携し支援を行います。
〔方向性〕	拡充 手帳交付時に保健師による面談を実施することにより、相談機能が強化されています。今後も伴走型支援の一環として継続的な支援につなげていきます。

⑤乳児訪問指導事業（母子訪問事業）

健康推進課

〔事業概要〕	2か月未満の赤ちゃんの自宅を訪問し、育児の悩みや相談に対応しています。訪問の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努めます。
〔方向性〕	拡充 子育て支援センターの利用普及を合わせて行うことにより、相談支援の拡充が図られたものと考えられます。 今後も伴走型支援の一環として継続的な支援につなげていきます。

⑥乳幼児健康診査・健康相談事業

健康推進課 ※5歳児健康診査は教育委員会が担当

〔事業概要〕	乳児健康診査（4か月・10か月）と乳児健康相談（7か月）、幼児健康診査（1歳6か月・2歳・3歳・5歳）を実施しています。この機会を活用し、保護者の育児に関する悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供をすることで、自殺リスクの高い保護者の早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。
〔方向性〕	拡充 子育て支援・要保護児童対策との情報共有による相談支援の充実化が図られており、今後も伴走型支援の一環として継続的な支援につなげていきます。

⑦ 歯科表彰事業

健康推進課

【事業概要】	むし歯のない3歳児・成人（60歳で自分の歯を24本以上保持している者、70歳以上で自分の歯を22本以上保持している者）を対象に表彰を行います。
【方向性】	改善 表彰を通して生涯の歯の健康を守ることの大切さや生きがいづくりにつながっています。 子どもや自身の歯を守ることの意識を高めることで、食事や会話を楽しむなどの豊かな生活づくりにつなげていきます。

⑧ 歯科健康教育事業

健康推進課

【事業概要】	年長児とその保護者を対象に保育園での6歳臼歯を守る教室と、小中学生対象の歯科教室を開催します。保育園での6歳臼歯を守る教室時に子どもと保護者の関わり方を確認し、小中学校での歯科教室では子ども一人ひとりの様子を確認し、悩みをもつ子どもの早期発見に努めます。
【方向性】	継続 歯科教室の実施を通して悩みを持つ親や子どもの早期発見の場につながっています。また保育士や養護教諭からの情報提供の機会にもなっています。保護者・子どもの様子を確認できる機会であり、悩みを抱える親子の早期発見につなげていきます。

⑨ 歯科健診事業（幼児・保護者歯科健診）

健康推進課

【事業概要】	1歳6か月児・2歳児・3歳児健康診査の場で歯科健康診査を実施しています。子どもは必ず実施、保護者は希望者に対して実施しています。あわせて歯科衛生士による歯みがき指導を実施しています。歯科健診・歯みがき指導の場を活用し、家庭状況等の把握を進めていきます。齲歯が多数ある児は十分な養育がされていない場合があるため、育児放棄の早期発見とそれに関連した自殺リスクの早期発見に努めます。
【方向性】	継続 歯科健診・歯みがき指導の実施により家庭状況の把握につながっています。歯科健診・歯科保健指導を努めることにより、育児放棄の早期発見につなげていきます。

⑩フッ化物洗口事業

健康推進課

【事業概要】	年長児から中学生までの子どもを対象にフッ化物洗口を実施しています。洗口実施にともない、保育園でフッ化物洗口保護者説明会の開催と、保育園、小中学校への巡回訪問を実施しています。フッ化物洗口保護者説明会時に子どもと保護者の関わり方の確認をし、また巡回訪問の機会には子ども各々の様子を確認し、悩みをもつ子どもの早期発見に努めます。
【方向性】	継続 悩みを持つ親や子どもの早期発見の場、また保育士や養護教諭からの情報提供の機会にもなっています。 保護者・子どもの様子を確認できる機会であり、悩みを抱える親子の早期発見につなげていきます。

⑪認知症施策推進事業

福祉課

【事業概要】	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けて、認知症の正しい理解の普及啓発や、認知症の人や家族を支える体制を推進していきます。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ等の開催を通し認知症への正しい理解と地域での見守り体制の推進に努めます。
【方向性】	継続 今後も継続して実施していきます。

2-3：多様な事業の接点を通じた 自殺リスク者の早期発見・関係機関との連携

①赤ちゃん誕生応援事業

健康推進課

〔事業概要〕	不妊治療費及び不育症治療費の助成を行っています。不妊・不育症治療助成の手続きの機会を活用し、不妊・不育に対する悩みや心身の疲労の発見、そこから生じる自殺のリスクの早期発見につなげていきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

②献血事業

健康推進課

〔事業概要〕	献血は命を救える身近なボランティアでもあるため、町内で行う献血日程の周知を行うとともに、保健所と連携しながら町内の事務所等を巡回し献血への協力をお願いしていきます。
〔方向性〕	継続 いのちの大切さを考えるきっかけを作ることにつながっています。 引き続き実施していくことで、いのちの大切さを考えるきっかけを作っていきます。

③国民年金相談窓口

健康推進課、各支所

〔事業概要〕	国民年金の相談窓口を設置しています。所得が少ないなど保険料の納付困難な人への助言を行い不安解消につなげていきます。
〔方向性〕	継続 保険料の納付困難への不安解消につながっています。 個人で解決できない悩みを相談する場として必要であるため、今後も継続して実施していきます。

④消費者保護の推進

商工観光交流課

〔事業概要〕	消費生活に関する啓発・苦情・窓口の充実を図ります。また、消費者問題に関する情報の収集・提供を行います。住民と接する機会に、悩み相談のもつ人の早期発見に努めます。
〔方向性〕	継続 消費者問題の解決が図られています。 消費者問題を抱えている方もおり、解決のため継続して実施していきます。

⑤水道料金徴収業務

上下水道課

〔事業概要〕	上下水道料金の徴収業務において、住民と接する機会に悩みをもつ人の早期発見に努めています。
〔方向性〕	継続 料金徴収の依頼件数がきわめて少ない状況となっておりますが、悩みを持つ人の早期発見の機会の一つとなっており、引き続き継続していきます。

⑥町税等徴収業務

税務課

〔事業概要〕	住民税等の徴収業務において、住民と接する機会に、悩みをもつ人の早期発見に努めています。
〔方向性〕	継続 納税者との面会において、悩みを抱える人と接する機会があっても、自殺リスク者の発見に至るケースはほとんどありませんでしたが、今後も継続して実施していきます。

⑦窓口対応

各課共通

〔事業概要〕	各課内の窓口で行う住民の手続き、苦情対応、住民への相談対応を通じて住民と接する機会に、悩みをもつ人の早期発見に努めています。
〔方向性〕	拡充 個人で解決できない悩みを相談する場づくり、必要時には関係機関と連携する窓口の役割を果たしています。対面を通して相談できる場を提供し、悩みを抱える人の早期発見や問題解決につなげることで全庁的に自殺リスクの低減を図ります。

(3) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、それらに気づける人が身近にいることが重要であり、「気づき」のための人材を増やす必要があります。

そして、支え合いの仕組みを機能させていくためにも、課題やリスクを抱えた人と接する個々の職員やスタッフ、また、地域の様々な方が、課題やリスクのサインにいち早く気づき、適切な支援につなげていくことが重要となります。

そこで、各種の研修等を実施していくことにより、支え合いの仕組みを担う人材の育成を図ります。

3-1 : 住民相互の支え合い活動の担い手の育成

①心のふれあい相談員養成講座

健康推進課

〔事業概要〕	住民を対象に、傾聴のスキルアップを目的として隔年で開催していきます。
〔方向性〕	継続 かけがえのない大切な人をみんなで支えるためにはどうしたらいいのか、心の相談活動について一緒に学び考え、そして行動につながることを目指して実施していきます。

②心のふれあい相談員フォローアップ研修

健康推進課

〔事業概要〕	心のふれあい相談員養成講座修了者に対し毎年開催していきます。
〔方向性〕	継続 継続的な学習を支援するような研修を実施していきます。

③ボランティア（自殺予防活動）団体への支援事業

健康推進課

〔事業概要〕	ボランティアの情報交換、スキルアップ研修等を実施していきます。
〔方向性〕	継続 情報交換の場や研修会を案内をすることで、自殺予防活動について改めて考える機会となっています。 ボランティア団体への支援の実施により、団体のスキルアップとなり地域住民への自殺予防へつなげていきます。

④職員啓発事業

健康推進課

〔事業概要〕	役場職員を対象に心の健康や自殺対策に関する研修会を開催します。
〔方向性〕	継続 新型コロナウイルスの影響により、実施できていないこともありましたが、町及び地域全体で自殺対策に取り組んでいくために、町職員を対象とした研修会を開催する必要があります。 今後は会場や開催日時の設定を考慮し、多くの職員が受講できるように取り組んでいきます。

3-2：多様な人材の育成支援

①健康づくり推進員の育成

健康推進課

〔事業概要〕	健康づくり推進員を対象とした研修会を開催します。
〔方向性〕	拡充 研修会の開催、健康教室への参加等により健康づくりの意識向上へとつながっています。 今後は推進員の高齢化、住民の高齢化も踏まえながら、充実した研修内容に努めていきます。

②保護司会事務

福祉課

〔事業概要〕	地域保護司会の健全な運営を図ります。保護司の方に心のふれあい相談員養成講座を受けてもらうことにより、適切な支援先につなぐことができる人材の育成に努めます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

(4) 住民への啓発と周知

自殺を考えるような状況に陥ってしまった場合には、一人で抱え込まずに誰かに助けを求めることが大切になります。

しかし、こうした人の心情や背景について、周囲の人々はなかなか理解できない場合もあるため、周囲の人々がいち早く自殺のリスクのサインに気づくことができるようにするとともに、問題を抱えている人が周囲に相談や助けを求めることができる雰囲気醸成していくために、正しい知識や情報についての普及啓発や教育を進めていきます。

4-1：自殺対策の啓発活動の推進

①自殺対策普及啓発事業

健康推進課

〔事業概要〕	自殺対策の普及啓発に関するフォーラムや街頭キャンペーン等を開催します。
〔方向性〕	拡充 地域ぐるみで自殺対策の機運を高めることにつながる機会となっています。今後も広く住民の方々に自殺予防に対する理解及び正しい知識の普及を図るために開催します。

②こころ通信

健康推進課

〔事業概要〕	広報に「こころ通信」と題して心の健康や自殺に関する記事を適宜掲載しています。
〔方向性〕	拡充 全戸配布される広報に掲載することで、多くの住民に心の健康や自殺に関する情報を啓発することができています。 自殺対策として、心の健康や自殺に関する情報、相談窓口等の情報提供を継続していきます。

③メンタルヘルスチェック「こころの体温計」

健康推進課

【事業概要】	町のホームページやQRコードからサイトへアクセスすることで気軽にストレスチェックや気持ちの落ち込み度がチェックできる場を提供します。
【方向性】	継続 例年、町内外から月400～500件前後のアクセス数があり、幅広い年代の方に利用していただいています。気軽に自身のこころや気持ちと向き合える場となっています。 今後もストレスチェックや気持ちの落ち込み度を気軽に確認できるようにすることで、現状を理解し自殺予防につながるようにしていきます。

④自殺対策啓発グッズ作成

健康推進課

【事業概要】	健康相談、こころの体温計相談窓口等を宣伝したポケットティッシュ、マスク、啓発物等を作成・配布しています。
【方向性】	拡充 様々な事業の場でグッズを配布したり、啓発物を掲示することで、幅広い年代の住民に啓発することができており、グッズを通して、健康やこころの不調がある住民に対し支援へつなげられるように継続して実施していきます。

⑤新成人啓発事業

健康推進課

【事業概要】	二十歳のつどい出席者へ対し、自殺対策に関するパンフレット等を配布しています。多くの人が集まる機会を活用し、自殺対策に関連するグッズを配布することで、悩みの早期対応に努めています。
【方向性】	継続 自殺予防に関する媒体を配布することで、自殺対策について考えるきっかけづくりができるため、今後も継続して実施していきます。

⑥広報・公聴

企画政策課

〔事業概要〕	広報を作成し、関連する情報の提供を図るとともに、町長への提言の募集も行っています。また幅広く住民の意見を把握するために、自治会長会議を開催しています。
〔方向性〕	継続 わかりやすい広報を心がけ、情報の提供を図っています。 より多くの住民に関連情報を認知してもらえよう様々な媒体による広報活動を実施していきます。町長への提言や自治会長会議は、町の課題把握や情報共有に効果的であり継続して実施してきます。

⑦町ホームページ

企画政策課

〔事業概要〕	町の施策等の周知を行います。
〔方向性〕	拡充 令和5年4月からリニューアルし、新たにAIチャットボットを導入し、利用者の利便性が図られています。今後も継続して実施していきます。

4-2：多様な相談窓口を通じた心のケアの推進

①総合相談支援事業

福祉課

〔事業概要〕	高齢者やその家族等からの相談を受けて、適切なサービスや制度の利用につなげる支援を行います。
〔方向性〕	継続 医療・介護・福祉等多岐にわたる相談支援が求められているため、なお一層関係機関との連携を図り、適切なサービス利用につなげていきます。

②相談事業

健康推進課

〔事業概要〕	生活に関する無料相談会とこころの無料相談会を開催します。
〔方向性〕	拡充 広報への開催案内の掲載、チラシの送付・町内施設へ配置を行い周知することで、相談を必要とする利用者に情報と相談の場を提供できています。 生活やこころの悩みを抱え込まないための相談会の場を継続して周知・提供し、自殺予防につなげていきます。

③高齢者の心の健康づくり推進事業

健康推進課

〔事業概要〕	地域の高齢者が集落単位で自由に参加できる交流サロンの開催や、ひきこもりが懸念される高齢者等への訪問による健康相談を行います。
〔方向性〕	拡充 悩みの軽減や孤立防止につなげることができるため、必要性は高いと考えます。地域住民の悩みの軽減や交流をもつ機会を設け、心身の健康保持増進と孤立防止を図ります。

④健康相談事業

健康推進課

〔事業概要〕	相談があった場合に対応するとともに、電話相談、必要に応じて訪問相談にも対応しています。
〔方向性〕	継続 個人で解決できない悩みを相談する場として必要なものであるため、今後も悩みや気持ちを相談しやすい環境づくりに努め、不安や孤立感の軽減と解決につなげていきます。

⑤特設人権相談所の開設

町民生活課

〔事業概要〕	いじめ、ハラスメント、もめ事などの問題や困り事を抱えている人の相談窓口を設置しています。困りごとについての不安や心配事については自殺リスクが高い場合があることから、連携により対応できるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 悩みを抱えている方のお話を聞き、相談に乗ることによって心を軽くし、次のステップに進めるよう助言等を行っています。 「相談窓口が必ずある」安心感を住民に持ってもらえるよう、人権に関する相談活動を継続して実施していきます。

⑥行政相談の開設

総務課

〔事業概要〕	国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付けています。行政と住民のパイプ役として解決を図ることができるように取り組んでいきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

4-3：権利擁護、虐待の防止に向けた対応の推進

①児童虐待

健康推進課

〔事業概要〕	児童虐待などの要保護児童・要支援児童への対応を行っています。相談支援を通して自殺リスクの高い家庭の早期発見に努めます。
〔方向性〕	継続 要保護児童対策地域協議会の組織強化を図ることにより、早期のケース把握が可能となり、相談支援機能の向上が図られています。 今後はこども家庭センターの設置や支援制度の拡充を図ります。

②配偶者暴力対策

福祉課

〔事業概要〕	配偶者からの暴力に関する相談等を行います。相談を通して自殺リスクの高いDV被害の早期発見に努め、他機関と連携しながら支援し自殺リスクの軽減に努めます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

③権利擁護

福祉課

〔事業概要〕	高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用などにより、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

④男女共同参画

企画政策課

〔事業概要〕	男女雇用機会均等法等の普及と労働法規の広報・啓発、地域活動・生涯学習への男女共同参画の促進などを図り、女性の人権尊重に取り組んでいます。
〔方向性〕	継続 男女雇用機会均等法など関係法令の広報・周知や、地域活動・生涯学習等への男女共同参画の促進を実施することで、性別にとらわれずに暮らしやすい町づくりにつながっていると思われます。今後も広報・周知に取り組み、地域活動や生涯学習等への男女共同参画の促進を継続して実施します。

4-4：安全・安心な環境づくりを通じた啓発

①交通安全対策

町民生活課

〔事業概要〕	交通安全に関する取組や交通事故に関する相談や助言等を行っています。
〔方向性〕	継続 交通安全パレードや安全運動期間中の街頭啓発活動等実施、カーブミラー等の設置により、交通事故の未然防止に努めています。 高齢者の交通事故や自転車のヘルメット着用等新たな啓発事項を加えながら継続して実施していきます。

②消防防災対策の強化

町民生活課

〔事業概要〕	消防団の組織体制強化・育成、救急救命講習の開催、消防施設・整備の充実、防災知識・意識の普及と防災訓練の実施、災害避難施設の整備充実等を行っています。
〔方向性〕	継続 小型ポンプ積載車等の整備による消防団の体制強化、各種防災訓練の実施を通じ、消防団員及び地域住民の防災知識・意識の高揚が図られています。 近年多発する気象の変化による洪水等の災害に対応するため、引き続き防災訓練の実施や防災意識向上のための啓発を実施していきます。

③三種町防災行政無線整備事業

町民生活課

〔事業概要〕	非常災害その他緊急通報及び連絡、町の行政情報の伝達、気象情報及び防災に関する情報の伝達を行っています。防災行政無線を活用し、イベントや相談事業開催の周知を行います。
〔方向性〕	継続 災害警戒や火災等の緊急通報、行政情報やイベント情報を住民へ周知するためのツールとして機能を果たしています。 今後も継続して防災に関する情報や行政情報等の周知を行うとともに、登録制メールの登録者数を増やすための広報を実施していきます。

④防犯対策

町民生活課

〔事業概要〕	特殊詐欺被害防止に向けた取組、警察署等との連携による取組を行っています。住民と接する機会に、悩み相談をもつ人の早期発見に努めます。
〔方向性〕	継続 警察、防犯協会等と連携し、季別の安全運動や青色防犯パトロールを実施し、特殊詐欺被害防止等に努めています。 犯罪の起きにくい地域づくりを目指し、地域住民が声を掛け合って犯罪を未然に防止できるよう、今後も警察、防犯協会等との連携し防犯活動を実施していきます。

⑤環境衛生対策

町民生活課

〔事業概要〕	住民からの公害、動物愛護、環境に関する苦情や相談の受付と、問題の早期解決に向けた取組を行っています。
〔方向性〕	継続 様々な相談に早期に対応することで、住民が安心して暮らせる町につながっていると考えられます。 今後も継続して、住民からの公害、動物愛護、環境等様々な相談に早期に対応していきます。

⑥除排雪支援事業

福祉課

〔事業概要〕	自力での除排雪が困難と認められる人への支援事業（65歳以上高齢者世帯・身体障がい者世帯ほか）により、冬期の除雪について心配なく過ごすことができるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

生きることの阻害要因が生きることの促進要因を上回ってしまうと、自殺のリスクが高まるものと考えられます。

心身の健康や自己肯定感の向上、信頼できる人間関係の構築などは生きることの促進要因となりますが、こうした要因は一朝一夕で獲得できるものではなく、若い頃から少しずつ培っていくことが必要となります。

一人で問題を抱え込まずに周囲に助けを求めることができるように、早い段階から子どもたちに生きていくこと、周囲に助けを求めることを躊躇しないことを教育していくとともに、子どもたちのサインにいち早く気づき、適切な支援につなげていくことができるような環境づくりを目指していきます。

5-1 : 子どもたちに対する生きる教育の充実

①家庭教育支援事業

教育委員会

〔事業概要〕	乳幼児期から青少年をもつ親までの家庭教育の充実と支援を目的として、町内の小中学校、幼稚園、保育園、子育て支援センター等で家庭教育支援事業を開催しています。例年、5講座程度開催されており、リトミックやヨガ、ベビーマッサージ等が行われています。
〔方向性〕	継続 各施設への補助金を通して、家庭教育講座の開催を支援しており、今後も補助金事務を通して支援を継続し、広報等での周知にも努めていきます。

②若年層自殺対策講座

健康推進課

〔事業概要〕	小中学校の授業の中で命の大切さや困ったときのSOSの出し方について学ぶ講座を開催しています。
〔方向性〕	拡充 いのちの大切さについて考えるきっかけを作ることができているため、今後も内容の充実を図りながら継続して取り組んでいきます。

③青少年育成三種住民会議

教育委員会

〔事業概要〕	次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、学校・家庭・地域の連携により、青少年育成事業を実施しています。
〔方向性〕	継続 あいさつ運動や啓発用品寄贈等の活動を通して、青少年の健全育成に貢献しており、今後も補助金事務やあいさつ運動への参加を通して、支援を継続していきます。

④放課後児童健全育成事業

福祉課

〔事業概要〕	放課後や学校長期休業中に、小学生の保護者が就労や病気、介護などの理由により家にいない時、児童の健全な育成を図るため、一定時間の預かりを行っています。保護者の子育てに関する不安や悩みを聞くことができる機会となり、リスクに気づいた場合は他機関と連携し対応していきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

5-2: 子どもたちをサポートする体制の充実

① 保育園の運営

福祉課

〔事業概要〕	良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指します。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

② 学校支援事業

教育委員会

〔事業概要〕	町内小中学校を対象として、学校・家庭・地域が一体となった青少年教育活動を展開しており、地域人材を活用したふるさと学習や道徳・防災教育等の事業を行っています。
〔方向性〕	継続 学校への補助金を通して、学校・家庭・地域がつながる活動を支援しており、今後も補助金事務を通して支援を継続していきます。

③ スクールガードボランティア

教育委員会

〔事業概要〕	児童の集団登校時の見守りを行っています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

④ スクールカウンセラーの配置

教育委員会

〔事業概要〕	町内の中学校へスクールカウンセラーを配置し、相談体勢の充実や学校と関係機関との関係を強化しています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

3. 重点的な取組

(1) 高齢者に対する対策

本町において自殺者の上位は60歳以上が占めています。

高齢者の自殺の背景としては、身体的な健康問題や様々なストレスに起因するうつ状態などが考えられるため、心身の健康づくりや不安や悩みの解消につながる相談体制の充実、前向きに日々過ごしていくための生きがいつくりなど、高齢者が孤立することなく、いきいきと生活していくことができるような支援や環境整備に取り組んでいきます。

1-1: 高齢者の生きがいつくり・健康づくりの支援

①みたね大学（高齢者学習）

教育委員会

〔事業概要〕	60歳以上の住民を対象として学習機会を提供し、健康の維持増進と教養を高め、活力と心豊かな生活づくりを支援します。
〔方向性〕	継続 コース別学習会と全体学習会を通して、高齢者の健康の維持増進と教養の向上につながっています。 参加者の意見（アンケート結果）を踏まえながら、魅力あるコース別学習と全体学習会を検討していきます。

②おらほの敬老交流会等補助金交付事業

福祉課

〔事業概要〕	自治会等の住民組織が主体となり、地域において高齢者の長寿を祝い交流の場を提供する事業に対し、補助金を交付します。
〔方向性〕	新規 令和4年度は、事業開始初年度だったため、やり方がわからない等の理由で開催を見合わせた自治会等が多かったですが、令和5年度は、手引きを作成し各自治会長へ送付したこと等から、前年度以上の開催となりました。 事業が周知されることで利用が拡大することから、事業に対するニーズはあられると思われまます。今後も事業ニーズに対応して取り組んでいきます。

③介護予防普及啓発事業

福祉課

〔事業概要〕	介護予防活動の普及・啓発を行う事業です。誰もが身近な地域で介護予防に取り組めるよう、参加しやすい教室を増やすとともに、介護予防に対する取組が自主的かつ日常的なものとして定着するよう支援します。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

④地域介護予防活動支援事業

福祉課

〔事業概要〕	地域における介護予防活動を活性化するため、地域で高齢者の通いの場（サロン等）を開催する既存のサロン運営団体の把握に努めるとともに各関係機関と連携しながら、自主活動の継続を目指し支援します。また、新たなサロンの立ちあげや運営の支援に努めていきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑤介護予防ケアマネジメント業務

福祉課

〔事業概要〕	高齢者の介護を必要とする状態を予防するため、また要支援認定を受けられた方の状態が維持・改善されるようマネジメントを行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑥家族介護者交流事業

福祉課

〔事業概要〕	介護者の交流会により、交流の場を提供することで、互いの悩みや相談を話す機会をつくり心的ストレスの軽減に努めます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑦養護老人ホームへの入所

福祉課

〔事業概要〕	施設入所手続きに関する相談等の対応を行っています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

⑧配食サービス

福祉課

〔事業概要〕	支援を必要としている高齢者に対し、食事の配達とともに安否確認をし、日常生活の自立支援を図ります。
〔方向性〕	改善 現在、一部地域に配達できない等の課題があるため、今後より安定して配食できる体制づくりを検討していきます。

⑨後期高齢者健診

健康推進課

〔事業概要〕	後期高齢者医療保険加入者に対して、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として秋田県後期高齢者医療広域連合の委託により健診を実施しています。 被保険者の自己負担額は無料で行っています。
〔方向性〕	継続 更なる受診率の向上を図るため、PR活動を工夫して実施していきます。

⑩後期高齢者歯科健診

健康推進課

〔事業概要〕	後期高齢者医療保険加入者に対して、歯周病等予防及び早期発見・早期治療を目的として秋田県後期高齢者医療広域連合の委託により歯科健診を実施しています。 被保険者の自己負担額は無料で行っています。
〔方向性〕	拡充 オーラルケアの大切さを訴え、歯科健診の大切さをPRし、周知徹底に努めています。 オーラルフレイルも健康寿命延伸のため重要な役割を果たすことを広く周知し、事業を継続することで、健康寿命の延伸を目指していきます。

⑪高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（フレイル健診）

健康推進課

〔事業概要〕	「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」における一つの事業として、フレイル状態を早期に発見し、個別支援につなげることを目的にフレイル健診を実施しています。 高齢者の心身の虚弱予防に努めていきます。
〔方向性〕	新規 フレイル健診の認知度が低く、継続的に周知を図って行く必要があります。今後も周知の徹底を図り、フレイル予防により、高齢者の健康寿命の延伸を目指していきます。

⑫家族介護用品支給事業

福祉課

〔事業概要〕	要介護者を在宅で介護している家族等に対し、介護に必要なおむつその他の用品を支給することで、当該家族の経済的負担の軽減を図ります。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

再掲

⑬高齢者の心の健康づくり推進事業

健康推進課

〔事業概要〕	地域の高齢者が集落単位で自由に参加できる交流サロンの開催や、ひきこもりが懸念される高齢者等への訪問による健康相談を行います。
〔方向性〕	拡充 悩みの軽減や孤立防止につなげることができるため、必要性は高いと考えます。地域住民の悩みの軽減や交流をもつ機会を設け、心身の健康保持増進と孤立防止を図ります。

1-2：高齢者の抱える課題の早期発見

再掲

①地域ケア会議

福祉課

〔事業概要〕	介護・福祉に係る事業者や専門職、地域住民等が地域の課題を共有しながら個別課題の解決をはじめ、地域課題の解決に向けた取組の推進を図ります。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

再掲

②介護予防ケアマネジメント業務

福祉課

〔事業概要〕	高齢者の介護を必要とする状態を予防するため、また要支援認定を受けられた方の状態が維持・改善されるようマネジメントを行います。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

③緊急通報システム事業

福祉課

〔事業概要〕	ひとり暮らしの高齢者及び身体障がい者に対し緊急通報装置を貸与することにより高齢者等の不安を軽減します。装置には相談ボタンがあり、健康・介護・栄養・メンタルヘルス等に関する電話相談が受けられ、利用者の不安やストレス軽減につなげています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（個別支援）

健康推進課

【事業概要】	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」における一つの事業として、医療機関の受診歴が多い住民等を対象に、生活状況の把握や服薬管理指導等を実施しています。また、通いの場等でフレイル予防の健康教育や健康相談を実施します。訪問の機会を活用し、健康状態の確認や悩みを聞き、自殺リスクの高い住民の早期発見に努めます。
【方向性】	拡充 健康状態の確認や悩みを聞き、自殺リスクの高い住民の早期発見につながっているものと思われます。 引き続き、健康状態の確認や悩みを聞き、自殺リスクの高い住民の早期発見につなげていきます。

⑤認知症高齢者等見守り支援事業

福祉課

【事業概要】	認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等を介護する家族等に対し、見守りシールを交付することにより、認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見及び保護を図るとともに、介護者等の精神的負担の軽減を図ります。
【方向性】	新規 今後も、住民及び関係機関への事業の周知を図りながら、継続して実施していきます。

(2) 生活困窮者に対する対策

本町の自殺の上位を占める人は60歳以上の無職の人となっており、自殺の背景として生活苦があるのではないかと考えられています。

県では、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して自殺対策の相談窓口と協働して支援を行うなど、生活困窮者自立支援制度との一体的な展開を進めています。

本町においても県の取組を踏まえて、生活困窮者自立支援制度との連携を進めていきます。

①子どもの貧困対策

福祉課

〔事業概要〕	貧困対策を推進し支援を必要とする子どもたちに支援を確実に届けるようにしていきます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

②児童生徒就学援助

教育委員会

〔事業概要〕	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品等の援助を行っています。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

③学校給食費の減免・免除

教育委員会

〔事業概要〕	町内小中学校における給食費を減免しています。(第1子・2子：減免)
〔方向性〕	継続 保護者の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりにつながっていると思われるため、今後も継続して実施していきます。

(3) 勤労・経営の対策

働いている人たちは職場の人間関係や過労による体調不良、家庭や自身の悩みなど、様々なストレスを抱え込みやすい状況にあると考えられます。

本町の事業によるアプローチでストレスの改善に至る場合もありますが、職場の環境改善など、様々な関係機関、団体と連携しながら取り組まなければならない問題も多くあるため、企業等との連携を図りながら、働き盛りの世代に対する包括的な支援に取り組んでいきます。

①就業支援の充実

商工観光交流課

〔事業概要〕	ハローワークの求人情報を毎週、町ホームページで情報提供を行なっている。求職者へ資格取得に関わる経費の支援を行なっています。
〔方向性〕	継続 雇用先が確保されることで経済的な不安を軽減することや、就業のためのスキルアップ等の支援ができています。 就業に関わる情報提供、資格取得等の支援を継続して実施していきます。

②地域雇用創出推進事業

商工観光交流課

〔事業概要〕	地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、中小企業基本法第二条の定めに該当する町内主たる事業所または住所を有する事業者が行う雇用創出事業並びに新規企業等進出の経費に対して補助を行っています。
〔方向性〕	継続 地域経済の活性化と雇用拡大に寄与しているため継続して実施します。

③資格取得支援事業

商工観光交流課

〔事業概要〕	就労者の能力向上を推進するとともに、求職者や学生の就業機会の拡大を図るため、仕事や就職に役立つ資格または免許の取得に要する経費を補助しています。
〔方向性〕	継続 就労者等の能力向上に寄与しているため継続して実施します。

④中小企業融資

商工観光交流課

〔事業概要〕	中小企業融資に関する相談や支援を行っています。中小企業の経営安定の一助となるべく、保証料の負担や利子補給をします。
〔方向性〕	継続 中小企業の経営安定に寄与しているため継続して実施します。

⑤出稼労働者支援事業

商工観光交流課

〔事業概要〕	出稼労働者手帳の発行、出稼労働者傷害総合保険制度への加入を行っています。
〔方向性〕	継続 出稼労働者への負担の軽減につながっている。 ここ数年申請はないものの、出稼労働者の負担軽減につながっているため継続して実施します。

(4) 子ども・若者や女性への対策

若い世代は就労、結婚、子育てなど多様な場面において、様々な課題を抱える状況にあり、多くのストレスを抱え込む可能性があるものの、周囲からの支援につながりにくい傾向にあるため、同年代の若者が集う場の創出や、就労に関する支援等、あらゆる面からサポートし若者の抱えるストレスの軽減に努めていきます。

また女性は、妊娠、出産、子育て、介護などのライフステージそれぞれに身体的・精神的に困難や不安定な状況に直面することがあり、近年のコロナ禍においては、新規就労や再就職、労働条件や職場環境等で困難な状況に直面することも考えられました。さらに、セクシャルハラスメントや性犯罪・性暴力等の問題も重要と考えられます。このようなさまざまな課題を抱える女性に対し、相談支援をはじめとした事業を通じて、孤立を防ぎ問題解決につなげていきます。

①若者活動支援事業

企画政策課

〔事業概要〕	若者の団体が町の活性化について主体的に取り組む活動を支援する補助制度となっています。創意工夫をする活動により地域が元気になるように支援を行っていきます。
〔方向性〕	継続 若者の団体が町の活性化について主体的に取り組む活動を支援することで、町の活性化や若者同士のつながりの創出に寄与していると思われれます。 若者同士のつながりの創出や若者団体が町の活性化について主体的に取り組む活動について今後も継続して支援していきます。

②出会い創出事業補助金

企画政策課

〔事業概要〕	若者の出会いの場を創出する事業を行おうとする団体・個人の活動を応援しています。
〔方向性〕	継続 若者の出会いの場を創出する事業を行う団体・個人の活動を支援することで、若者のつながりを創出するきっかけになっています。 若者同士のつながりの創出や若者の出会いの場を創出する事業を行う団体・個人の活動を今後も継続して支援していきます。

③若年就労者への支援

商工観光交流課

〔事業概要〕	関係機関が開催する各セミナー等の情報提供、若年の就労、起業に関する相談の受付、資格取得に向けた支援を行っています。
〔方向性〕	継続 若年の就労、起業に向けた相談を受け、各種助成事業を紹介するなど就労に関するサポートを行なっています。 各セミナー等の情報提供、若年の起業・スキルアップ支援、資格取得に向けた支援を今後も継続して支援していきます。

再掲

④婦人会活動（連合婦人会）

教育委員会

〔事業概要〕	県内の地域婦人団体の連絡協調を図り、地域社会の発展に努めます。
〔方向性〕	継続 婦人会は研修会やボランティア活動など地域のための様々な活動を実施しています。今後も補助金事務や会場設営等の支援を継続して行っています。

再掲

⑤母子健康手帳交付事業

健康推進課

〔事業概要〕	妊娠届提出者に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票と産後健康診査補助券を交付しています。妊娠届提出時の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、妊婦健診の受診状況を確認し必要に応じて医療機関と連携し支援を行います。
〔方向性〕	継続 手帳交付時に保健師による面談を実施することにより、相談機能が強化されています。今後も伴走型支援の一環として継続的な支援につなげていきます。

再掲

⑥乳児訪問指導事業（母子訪問事業）

健康推進課

〔事業概要〕	2か月未満の赤ちゃんの自宅を訪問し、育児の悩みや相談に対応しています。訪問の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努めます。
〔方向性〕	拡充 子育て支援センターの利用普及を合わせて行うことにより、相談支援の拡充が図られたものと考えられます。 今後も伴走型支援の一環として継続的な支援につなげていきます。

再掲

⑦乳幼児健康診査・健康相談事業

健康推進課 ※5歳児健康診査は教育委員会が担当

〔事業概要〕	乳児健康診査（4か月・10か月）と乳児健康相談（7か月）、幼児健康診査（1歳6か月・2歳・3歳・5歳）を実施しています。この機会を活用し、保護者の育児に関する悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供をすることで、自殺リスクの高い保護者の早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。
〔方向性〕	拡充 子育て支援・要保護児童対策との情報共有による相談支援の充実化が図られており、今後も伴走型支援の一環として継続的な支援につなげていきます。

再掲

⑧歯科健診事業（幼児・保護者歯科健診）

健康推進課

〔事業概要〕	1歳6か月児・2歳児・3歳児健康診査の場で歯科健康診査を実施しています。子どもは必ず実施、保護者は希望者に対して実施しています。あわせて歯科衛生士による歯みがき指導を実施しています。歯科健診・歯みがき指導の場を活用し、家庭状況等の把握を進めていきます。齲歯が多数ある児は十分な養育がされていない場合があるため、育児放棄の早期発見とそれに関連した自殺リスクの早期発見に努めます。
〔方向性〕	継続 歯科健診・歯みがき指導の実施により家庭状況の把握につながっています。歯科健診・歯科保健指導を努めることにより、育児放棄の早期発見につなげていきます。

再掲

⑨新成人啓発事業

健康推進課

〔事業概要〕	二十歳のつどい出席者へ対し、自殺対策に関するパンフレット等を配布しています。多くの人が集まる機会を活用し、自殺対策に関連するグッズを配布することで、悩みの早期対応に努めています。
〔方向性〕	継続 自殺予防に関する媒体を配布することで、自殺対策について考えるきっかけづくりができるため、今後も継続して実施していきます。

再掲

⑩配偶者暴力対策

福祉課

〔事業概要〕	配偶者からの暴力に関する相談等を行います。相談を通して自殺リスクの高いDV被害の早期発見に努め、他機関と連携しながら支援し自殺リスクの軽減に努めます。
〔方向性〕	継続 今後も継続して実施していきます。

再掲

⑪男女共同参画

企画政策課

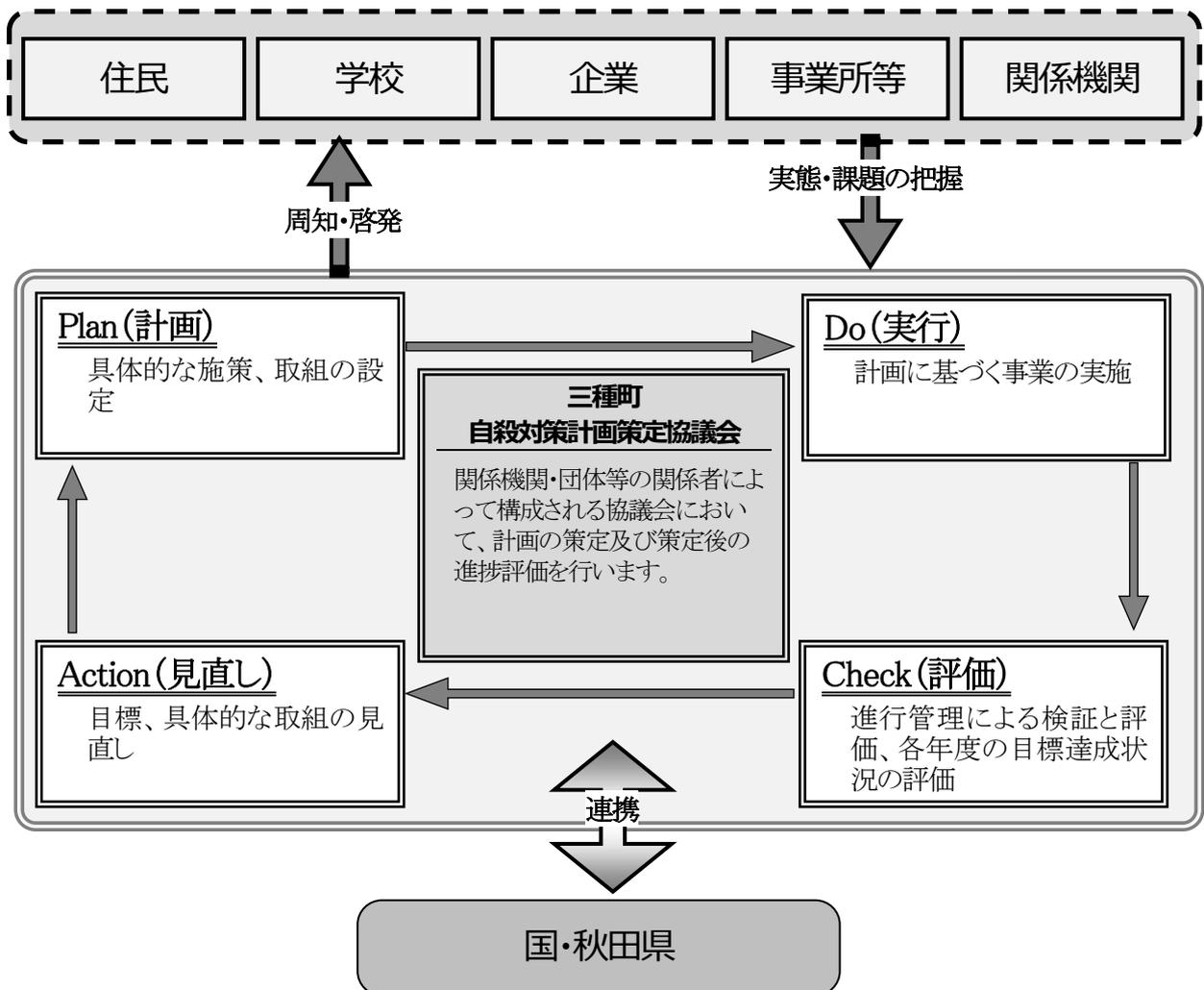
〔事業概要〕	男女雇用機会均等法等の普及と労働法規の広報・啓発、地域活動・生涯学習への男女共同参画の促進などを図り、女性の人権尊重に取り組んでいます。
〔方向性〕	継続 男女雇用機会均等法など関係法令の広報・周知や、地域活動・生涯学習等への男女共同参画の促進を実施することで、性別にとらわれずに暮らしやすい町づくりにつながっている。と思われます。今後も広報・周知に取り組み、地域活動や生涯学習等への男女共同参画の促進を継続して実施します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進にあたって

効果的な支援を実施するためには、実態を把握し、計画の進捗について検証を行い、必要に応じて柔軟に計画を見直すことが重要となります。

そこで、計画の適切な進捗管理を行うため、三種町自殺対策計画策定協議会を中心に進捗管理していきます。



計画に記載している事業の進捗について、三種町自殺対策計画策定協議会の場において、定期的に、実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

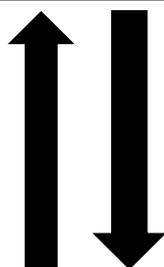
2. 計画の推進体制

三種町庁議

毎月開催される庁議の場において各課の事業報告を受け、自殺対策計画に関連する事業の進捗評価や計画内容の見直しを行う。

◎構成員は、町長、副町長、教育長、町長部局の課長及び支所長、教育次長、議会事務局及び農業委員会事務局の局長

意見



聴取

三種町自殺対策計画策定協議会

◎構成員は、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、警察関係者、人権擁護委員、民生委員、自治会関係者、ボランティア団体関係者ほか、町長が必要と認める者

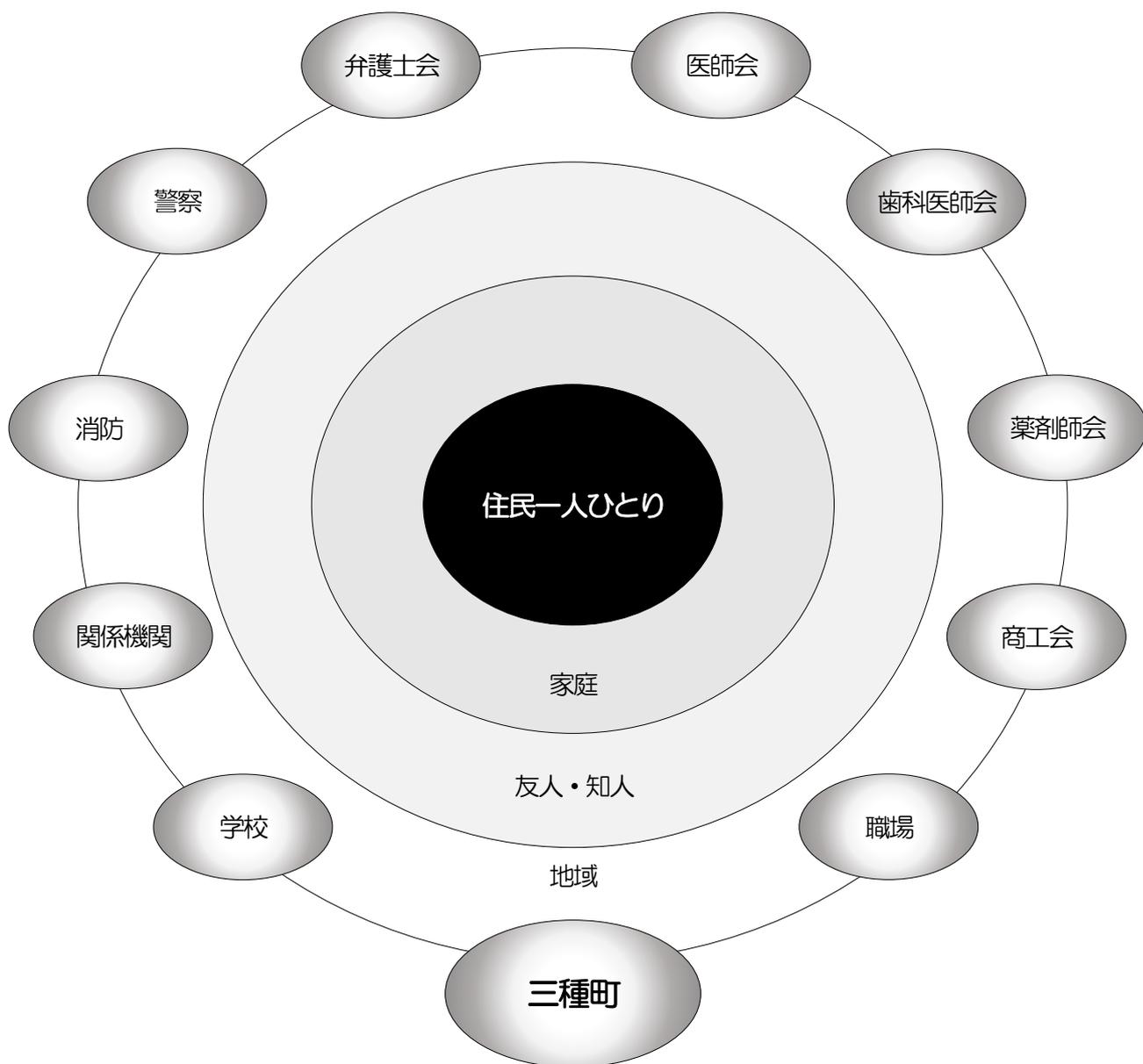
【役割】

- ・自殺対策計画策定にあたっての意見及び計画内容の検討

3. 地域での支え合いの推進

家庭の問題や友人関係、学校や職場の問題、経済的な問題や地域との関わりなど、多様な問題がいくつも重なって深刻化していくことで自殺のリスクが高まると考えられます。

一つひとつの問題が早期に解決され、問題が複雑化・深刻化することがないように、問題を抱えている人と関わる様々な接点において、様々な関係者がそれぞれの立場から、相手のことを気遣い、支え合い、必要に応じて他の専門機関等と連携をとりながら、地域全体で「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取り組んでいきます。



4. 本計画における目標

国の大綱における数値目標は、自殺率を平成 27 年と比べて令和 8 年（人口動態統計の令和 7 年実績値を対象とする。）までに 30%以上減少させることとされています。

秋田県では大綱に定める目標以上の自殺率の減少を目標として設定するとともに、令和 12 年における長期目標も設定しています。

三種町では、国や県の設定している目標を踏まえ、以下のように計画の数値目標を設定します。

自殺死亡率の目標

		三種町			秋田県			全国		
		自殺率	自殺率の減少割合	自殺者数	自殺率	自殺率の減少割合	自殺者数	自殺率	自殺率の減少割合	自殺者数
平成 27 年	大綱の基準年	23.5	—	4	25.7	—	262 人	18.5	—	23,152 人
平成 29～ 令和 3 年	平均	33.6	—	5.6	—	—	—	—	—	—
令和 5 年	秋田県自殺対策計画の期間（5 年間） 三種町第 2 期自殺対策計画（5 年間）				18.6 以下	27.6% 以上	170 人以下	—	—	—
令和 6 年					17.8 以下	30.7% 以上	160 人以下	—	—	—
令和 7 年					16.8 以下	34.6% 以上	150 人以下	13.0 以下	30.0% 以上	16,000 人以下
令和 8 年		22.0 以下	30% 以上	4 人以下	16.6 以下	35.4% 以上	145 人以下	—	—	—
令和 9 年		計画期間（5 年間）の平均			16.3 以下	36.6% 以上	140 人以下	—	—	—
令和 10 年					—	—	—	—	—	—
令和 12 年		長期の目標年				15.3 以下	40.4% 以上	125 人以下	—	—

[町の自殺死亡率の参考資料]

- ①自殺率：人口 10 万人あたり
- ②自殺率の減少率：H27 年の自殺率に対する減少割合
- ③自殺者数：「地域自殺実態プロファイル 2022」による数値

計画の評価指標

基本施策3 自殺対策を支える人材の育成					
	現状値		目標値		備考
	心のふれあい相談員養成講座 新規修了者数	令和5年度	12人	令和9年度	
心のふれあい相談員フォローアップ研修 参加者数	令和4年度	34人	令和10年度	35人	
職員啓発事業の実施回数	令和4年度	0回	令和10年度	1回	

基本施策4 住民への啓発と周知					
	現状値		目標値		備考
	こころの相談会の実施回数	令和4年度	6回	令和10年度	
新成人啓発事業の実施回数	令和5年度	1回	令和10年度	1回	

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育					
	現状値		目標値		備考
	若年層自殺対策講座（SOSの出し方やいのちの大切さについて）の実施校の割合	令和4年度	50%	令和10年度	

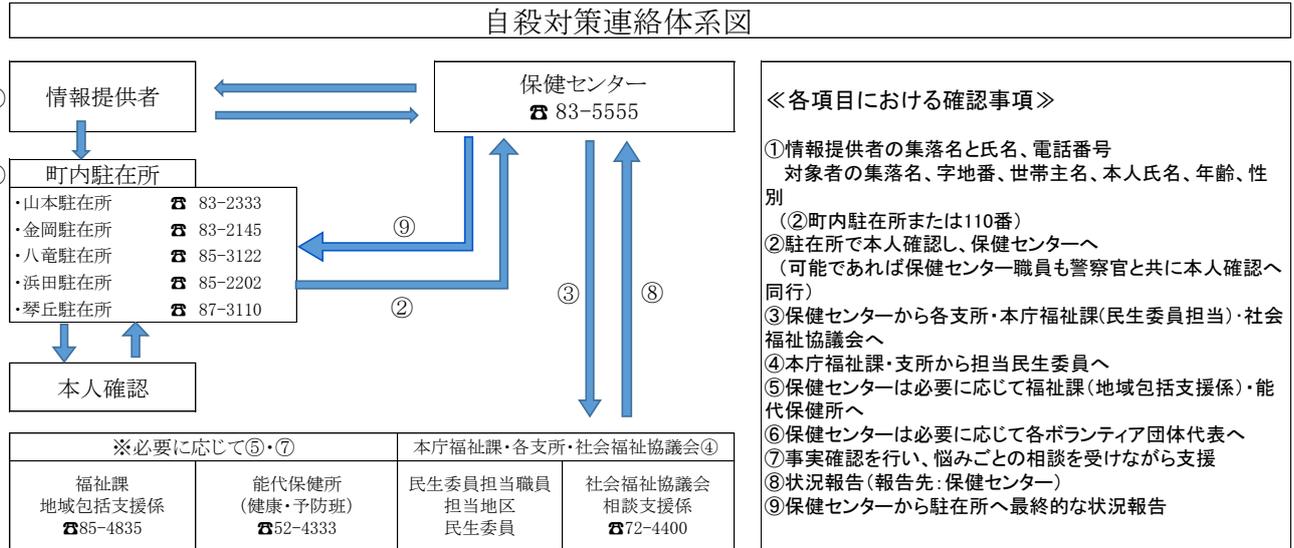
重点施策1 高齢者に対する対策					
	現状値		目標値		備考
	高齢者の心の健康づくり推進事業 出前交流サロンの開催回数	令和4年度	3回	令和10年度	

重点施策4 子ども・若者や女性への対策					
	現状値		目標値		備考
	乳児訪問指導事業の実施割合	令和4年度	100%	令和10年度	

参考

1. 自殺対策連絡体系

自殺もしくは自殺の恐れがある事案が発生した場合には、以下のような連携のもと、迅速に対応を図ります。



～不明者が出た場合～

・駐在所から町民生活課消防防災係(☎ 85-4823)へ防災無線放送の依頼・地区消防団への協力要請の連絡が行く体制となっている。

～要支援者に関するフォロー会議～

関係者間で要支援者に対するフォロー方針を共有するため開く。

★フォロー会議構成員★

- ・健康推進課(保健係)
- ・福祉課(民生委員担当・包括支援係)
- ・各支所(民生委員担当)
- ・社会福祉協議会(相談支援係)
- ・民生委員
- ・人権擁護委員
- ・町民生活課(消防防災係)
- ・八竜どうもの会・チーム山本・コーヒーサロンじよもん

※ケースにより会議の構成員はその都度異なる。

2. 三種町自殺対策計画策定協議会

(1) 三種町自殺対策計画策定協議会設置要綱

三種町自殺対策計画策定協議会開催要綱（平成30年三種町告示第68号）の全部を改正する。
（設置）

第1条 この告示は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画を策定するに当たっての意見交換及び検討を行うため、三種町自殺対策計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 三種町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 警察関係者
- (5) 人権擁護委員
- (6) 民生委員
- (7) 自治会関係者
- (8) ボランティア団体関係者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委嘱後最初に招集される協議会の会議は、町長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康推進課において行う。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年11月24日から施行する。

(2) 三種町自殺対策計画策定協議会委員名簿

任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日
(敬称略)

No	所属	役職	委員名	備考
1	長信田の森心療クリニック	副 院 長	水野 淳一郎	
2	山本地域振興局福祉環境部	副 主 幹	渡辺 智子	
3	三種町健康づくり推進員会	副 会 長	加藤 笑子	
4	三種町教育委員会	三種町教育活動推進員	渡邊 清彦	
5	能代警察署地域課	巡 査 部 長	工藤 聡	
6	能代人権擁護委員協議会南部地区会	人 権 擁 護 委 員	國柄 春美	
7	三種町民生児童委員協議会	会 長	飯塚 巧作	
8	久米岡自治会	相 談 役	阿部 覚	
9	八竜どうもの会	代 表	清水 愛子	
10	チーム山本	代 表	津村 まゆみ	
11	コーヒーサロンじょもん	代 表	大山 陽子	
12	三種町福祉課	課 長 補 佐	畠山 るり子	

事務局	三種町健康推進課
-----	----------

(3) 三種町自殺対策計画策定協議会開催状況

開催回	開催年月日	協議事項
第1回	令和5年 12月22日	(1) 三種町自殺者の現状について (2) 三種町「こころの健康」に関する町民意識調査結果について (3) 三種町第2期自殺対策計画(素案)について
第2回	令和6年 1月30日	(1) 三種町第2期自殺対策計画(素案)について (2) 意見書について
第3回	令和6年 3月5日	(1) パブリックコメント(意見募集)の実施結果について (2) 三種町第2期自殺対策計画(案)について

3. 関係団体等の活動概要

団体名	主な活動内容
1 八竜どうもの会	<p>町が平成 19 年度に開催したメンタルヘルスサポーター養成講座の修了者が中心となって平成 20 年 2 月に発足。一人でも多くの方と繋がりあい、居心地のよい居場所作りを核とした活動を目指している。 現在の会員 17 名(令和 5 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナを高くして気になる住民を見つけ、関係機関や専門機関との連携を深め、問題解決ができるように取り組む。 ・月1回の定例サロンの開催(参加者に寄り添い、笑顔になれる工夫をする) ・町民祭でのサロンの開催(たくさんの方との交流をはかる) ・各地区出前交流サロンの開催(定例サロン形式で行う。年3か所) ・各研修会への参加
2 チーム山本	<p>町が平成 19 年度に開催したメンタルヘルスサポーター養成講座の修了者が核となって平成 21 年 11 月に発足しました。町と協力しながら自殺対策を推進していくことを活動の核としています。 現在の会員 35 名(令和 5 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる住民がいる場合など、相互に情報提供を行い連携を図りながら取り組んでいきます。 ・月1回の定例サロンの開催(3会場) ・町民祭でのサロンの開催 ・各地区出前交流サロンの開催 ・被災地との交流 ・各研修会への参加 ・子ども食堂の開催
3 コーヒーサロンじょもん	<p>地域住民が気軽に足を運び会話を楽しむことで、心の健康づくりにつなげることを目的に平成 26 年 5 月に発足しました。 現在の会員 11 名(令和 5 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる住民がいる場合など、相互に情報提供を行い連携を図りながら取り組んでいきます。 ・月1回の定例サロンの開催 ・各地区出前交流サロンの開催 ・各研修会への参加 ・長信田の森心療クリニック利用者との交流

団体名	主な活動内容
4 三種町健康づくり推進員会	<p>町民の健康増進及び保健衛生事業の推進に協力し、健康で明るいまちづくりに寄与することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動をとおして気になる住民を見つけた場合、相互に情報提供を行い連携を図りながら取り組んでいきます。 ・町民の検診事業に関すること ・保健衛生思想の普及に関すること ・健康づくりに関する研修、講習会に関すること ・結核予防に関すること ・その他推進員の目的達成のため必要な事業に関すること
5 能代人権擁護委員協議会南部地区会	<p>いじめ、登記、もめ事などの問題や困りごとなどを抱えている方の相談に対応します。 学校を通じ、国で実施している小中学生を対象とした「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布し、誰にも相談できない子どもの悩みの解決に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる住民がいる場合など、相互に情報提供を行い連携を図りながら心の健康づくりに取り組んでいきます。 ・幼稚園・保育園、小学校、中学校での人権教室やその他の啓発活動を通して、子ども達と繋がりを深め、豊かな人権感覚の育成に努めていきます。
6 自治会	<p>集落内の諸団体が独自あるいは自治会と共催で地域住民が交流できる事業を展開しており孤立の防止に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町からの実施依頼事業 ・「おらほの敬老会」 ・「認知症予防教室」→「サロン」の継続実施(集いの場) ※町内各集落で実施 ・伝統行事「祭典・宵宮」、「盆踊り大会」、「凧揚げ大会」等 ・文化活動「俳句大会」等 ・自治会主体の避難指示への対応(住民の安全) ・地域運営協議会開催(自治会と集落内団体) ・ふるさと元気プロジェクト(金岡小と中嶋・新田・金光寺地区)
7 地域で活動する介護予防サロングループ	<p>高齢になっても地域で自分らしく元気に暮らすために、要介護状態の予防と地域の支え合い体制を推進することを目的として活動しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる住民がいる場合など、情報提供を行いながら心の健康づくりに取り組んでいきます。 ・高齢者と児童との交流

団体名	主な活動内容
8 山本地域振興局福祉環境部	<p>支援者向け研修会の開催とネットワーク体制の構築を目指すため、関係機関による連携会議を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連携の強化:医療機関等からの連絡を受け、関係機関と連携し自殺未遂者宅への訪問等の支援を行っています。 ・自殺未遂者支援対策関係者会議:自殺未遂者への支援体制の構築と関係者が共通の認識を持ち、連携を図りながら支援を行うことを目的に開催しています。 ・支援者に対する研修会:自殺予防ネットワーク研修会等、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての研修会を開催し、地域の支援力の向上と連携強化の充実を図っています。 ・必要に応じて要支援者に関する情報提供を相互に行い、連携を図りながら取り組んでいきます。 ・しらかみふれあいネットワーク ・精神保健福祉相談 ・出前講座
9 能代厚生医療センター 能代山本医師会病院 JCHO秋田病院	<p>自殺未遂者支援事業連携医療機関となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて病院から情報提供をしてもらうとともに、保健センターからも関連する情報の提供を行い、相互に連携を図りながら取り組んでいきます。
10 長信田の森心療クリニック	<p>外来診療(診察・カウンセリング・薬物療法)だけでなく、生きづらさを抱えた若者達を社会化するための育成プログラムに力を入れています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてクリニックから情報提供をもらうとともに、保健センターからも関連する情報の提供を行い、相互に連携を図りながら取り組んでいきます。
11 長信田の森心療クリニック 生活塾、自在館	<p>不登校、ひきこもりなど孤立傾向にある若者たちのため、自分らしく生きる力を育むことを目的とした教育施設です。様々な体験活動を地域に出て行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて情報提供をもらうとともに、保健センターからも関連する情報の提供を行い、相互に連携を図りながら取り組んでいきます。
12 能代警察署 町内駐在所	<p>三種町各区の受持区を警ら(パトロール)、巡回連絡、家出人・行方不明者の発見活動を実施し、自殺の未然防止に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能代警察署主管課及び三種町管内の警察組織(山本駐在所、金岡駐在所、八竜駐在所、浜田駐在所、琴丘駐在所)勤務員と情報共有。連携して、自傷行為等の予防と未然防止活動に取り組んでいきます。
13 民生・児童委員協議会	<p>三種町自殺対策連絡体系図に基づき自殺の未然防止に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる住民がいる場合など、相互に情報提供を行い連携を図りながら心の健康づくりに取り組んでいきます。

団体名		主な活動内容
14	NPO法人 蜘蛛の糸	<p>いのちの総合相談会を開催しています。 弁護士、臨床心理士、司法書士、社会保険労務士、精神保健福祉士、産業カウンセラーなどの相談員で構成されています。</p> <p>・必要に応じ、相互に情報提供を行い連携を図りながら取り組んでいきます。</p>
15	秋田なまはげの会	<p>多重債務、雇用問題、生活再建、ローン支払い、相続など暮らしの相談窓口(三種町への出張相談会を開催)となっています。</p> <p>・必要に応じ、相互に情報提供を行い連携を図りながら取り組んでいきます。</p>
16	社会福祉協議会	<p>高齢者の暮らしの支援として、介護予防と介護支援、居宅サービスの提供、生きがいづくりの創出等に取り組んでいます。</p> <p>・気になる住民がいる場合など、相互に情報提供を行い連携を図りながら心の健康づくりに取り組んでいきます。</p> <p>・在宅福祉事業(相談支援業務)</p> <p>・生活福祉資金貸付事業</p> <p>・たすけあい資金貸付</p> <p>・地域における総合相談支援活動</p> <p>・学用品の再活用事業(リユース事業)・フードドライブ事業</p> <p>・地域のサロン活動の支援及び担い手の育成</p> <p>・傾聴ボランティア活動の支援</p>
17	山本更生会(障害者支援施設)	<p>障がい児(者)の様々な事業並びに相談支援を行っています。</p> <p>・必要に応じて情報提供をして、相互に連携を図りながら取り組んでいきます。</p> <p>・施設入所支援事業</p> <p>・短期入所事業</p> <p>・生活介護事業</p> <p>・共同生活援助事業(グループホーム)</p>
18	ハローワーク能代	<p>ハローワークと連携して、求人情報を周知することで、雇用創出に向けて取り組んでいます。働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(厚生労働省)を周知するほか、専門家による仕事、生活、健康などの悩みに関する相談事業「しごと・ストレスチェック相談室」を実施します。</p>
19	三種消防署	<p>自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は高いため、再企図防止が必要と考えます。</p> <p>・救急搬送された自殺未遂者情報を関係機関に提供、共有することで早急な支援やケアを受けることにつなげます。</p> <p>・関係団体が開催する自殺予防対策関連の事業に参加し、自殺予防啓発に協力します。</p>
20	声のサークル「かくれんぼ」	<p>目の不自由な方(高齢者・障がい者)に行政の広報・社協の広報等を音声訳(テープ)し町内の情報をタイムリーに伝えています。</p> <p>・福祉施設での朗読会</p>

団体名		主な活動内容
21	ボランティア「さわやか」	生涯学習事業に関する手伝い、福祉施設への奉仕活動などを行っています。
22	33（みみ）の会 （傾聴ボランティア）	ボランティアが訪問し、お話することで不安や心配を和らげ、新たな生きがいにつながるように行っています。
23	配食サービスボランティア	手づくり弁当を調理し、配達しています。配達するだけでなく、見守りも兼ね声かけをし、独居高齢者・高齢者世帯への安否確認も行っています。配達している色々な方達に「元気ですか？変わりはありませんか？」と声掛けし相談しやすい対応を心がけています。相談事があれば事務局に繋げています。
24	防犯協会	春・秋の地域安全運動（ロックパトロール等）や子ども・女性110番の家の設置、各種イベント等の防犯指導などを行っています。
25	薬局 （秋田県薬剤師会能代山本支部）	<p>住民の薬に対する相談対応と健康管理の推進を行っています。睡眠薬の処方の際に残薬の確認等を行い、大量に所持しないように確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠薬や向精神薬の過量服用を防ぐ服薬指導を行う。 ・在宅訪問の際に、大量に睡眠薬が残っていないか確認する ・ゲートキーパーとして声かけを行い、適切な相談機関や医療機関へつなげる。

4. 関係団体等ヒアリング調査結果のポイント

■本町の自殺対策の取り組みに対する評価

- 様々な機関・団体がそれぞれ自殺予防対策に取り組んでいるが、本当に必要なのは当事者のいる学校、職場内の環境整備や相談対応の仕組みだと思うので、そこを見直していくべきではないでしょうか。
- 地域生活課題についてさまざまな取り組みを行っており、高く評価しております。相談体制や利用支援体制などについて、活用しやすいよう更なる情報提供をお願いします。
- 蜘蛛の糸等の命の総合相談や破産等の弁護士に相談する環境があることは非常に良いと思います。
- 人口減少・高齢化で集落独自に企画実施することが困難な状況になりつつある中で、補助金や実施に際してサポートしてくれる事業が増えてきたことは評価できる。丸投げにならないよう引き続き配慮願う。
- 対策が町民に対して十分に伝わっているとは言えない。
- 関係機関、団体が地域において自殺対策関連事業を実施しており評価できる。

■行政に期待する各種団体の活動に対する支援

- 若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等に関する自殺対策など特に必要性の高い自殺対策に関し支援してほしい。
- 互助の働きが積極的に機能するように、取り組みへの資金援助など必要でしょうか。
- 若い方が活動に参加し一緒に知恵を出し合える参加型が広まって欲しい。若者に対する支援を期待したい。
- 自殺予防に関する諸事業を地域と行政が協働で行うことが望ましい。(企画等のアドバイス)
- 活動の中で把握した自殺高リスク事例について助言等の支援をお願いしたい。保健師の同行訪問を希望します。
- 各種団体のつながりを密にする。研修会等の実施。
- 各機関・団体間の連携、各施策との連動性向上を図る上での調整。

■本町が取り組むべきだと思われる自殺対策の施策や事業

- 自殺に対する偏見の除去や精神疾患に対する理解の増進、様々な相談窓口の周知を幅広く行うため、自殺対策連絡会議の構成団体等をはじめとした関係機関・団体との連携を強化した啓発が必要だと思います。
- 生きづらさを抱える人の相談支援体制の強化や住民同士の支え合い活動の更なる推進に期待します。
- 悩んでいる方が少なくなるよう、企業、職場を誘致していただき、貧困対策に力を入れて欲しいです。働く環境があって欲しい。
- 引きこもり対策:本人(児童・生徒・成人)と家族支援、職場環境改善:パワハラ、業務の成果と責任。
- 地域関係者等に対する研修、人材育成。自殺高リスク者の把握とフォローアップ。
- 相談窓口、電話、SNS相談など。
- 自殺対策を支える人材の育成。
- 町民の理解と関心を高めるための啓発と周知。

■自殺対策の基盤となる地域ネットワークの現状と課題

- 自殺予防対策を行う様々な機関・団体の繋がりがそれほど機能していないように思います。
- ここ数年はコロナ禍により、福祉教育の推進に協力できていない。
- 事業を実施するにあたって自治会と連携すると良いと思う。男性の参加率が上がる。
- 少子高齢化、人口の減少、民生委員の皆様の活動には目を見張るものがあります。
- 情報共有(連携)とプライバシー保護。
- 対人支援に関わるあらゆる地域ネットワークが自殺予防の観点を持つことが望まれる。
- ネットワークが実際に機能を果たしているのか、町民に認知されているか。
- 地域ネットワークの担い手、支え手となる人材の育成とスキルアップについて取組を継続する。

■今後の地域ネットワークにおける連携のあり方

- 精神科医や弁護士、民間ボランティアや学校関係者、報道関係者や行政担当者など、直接的あるいは間接的に自殺の問題に取り組んでいる人たちをつなぎ合わせ、より効果的かつ効率的な自殺対策の実現を目指す必要があると思います。
- 障害児(者)の相談支援において、当事者、家族の悩み等を情報提供してもらうことで、各関係団体と連携を図り取り組むことが必要不可欠です。
- 他地域での活動も知りたい。(八竜、山本)
- 引き続き町の事業や研修に参加して連携する。
- 最近の様々な制度は難しいと思う。お金の面や税金関係等の分かり易い説明会・研修会を増やしていただき、地域の住民に更に理解をしていただけるような周知の方法が必要である。
- 多様なレベルの関係者が参加できるようネットワークの裾野を拡げて連携を推進する。
- 関係団体間のネットワークが機能するように町が中心となって動いてくれるとよい。
- 自殺は個人の問題ではなく社会の問題でもある。町・ボランティア団体・専門機関との連携を取ってすすめる。情報交換する場を多くし、支援体制を構築する。
- 自殺対策に特化したネットワークだけでなく、地域で展開される他事業との連携強化を図る。

三種町
第2期自殺対策計画
(令和6年度～10年度)
令和6年3月

編集	三種町健康推進課 保健係 〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字上台93-5 (三種町保健センター内) TEL : 0185-83-5555
----	--

